

第２期伊丹市男女共同参画計画

～性別に関わりなく自分らしく生きられる社会を、

次世代に引き継ぐ豊かなまちへ～

平成２９（２０１７）年度～平成３３（２０２１）年度

平成２９（２０１７）年３月

伊丹市

ごあいさつ



性別に関わりなく、すべての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入したわが国にとって、社会全体で取り組むべき極めて重要な課題です。

本市では、平成18年に策定いたしました「伊丹市男女共同参画計画（平成24年中間見直し）」の計画期間が終了することに伴い、これまでの取り組みを振り返るとともに、今後一層進めていくべき本市の男女共同参画施策のあり方を示す「第2期伊丹市男女共同参画計画」を策定しました。

策定にあたりましては、国における「第4次男女共同参画基本計画」、並びに「ひょうごいきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」や、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードによる調査結果を参考にするとともに、「平成27（2015）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」から本市の状況を把握し、そこからの課題を識別しています。

その結果、固定的性別役割分担意識の解消に向けての認識の強化、女性の労働力率のM字カーブの解消に向けた支援の必要性、また女性に対する暴力根絶のための人権意識の強化などの課題を認識しました。そこで、次世代を担う人々へのアプローチや相談・啓発事業の強化とそのための方針づくり、関係団体との連携強化に向け、推進してまいります。とりわけ、男女共同参画の視点から、貧困の問題や複合的困難を有する人々、災害時に社会的弱者になりうる女性などに焦点を当て、取り組んでまいります。

本市では、今後とも、男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆様や地域、事業者、関係団体の皆様と協働しながら、本計画を着実に推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、伊丹市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

伊丹市長 藤原保幸

目 次

第 1 部 基本的な考え方

1. 計画策定にあたって 1
2. 見直しの背景 3
3. 基本理念および重点項目 31

第 2 部 施策の方向と具体的施策

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち 33

【基本目標 1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する 34

女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

- 1 働く場における男女平等を推進する 34
- 2 生活の場における男女平等を推進する 35
- 3 地域社会における男女平等を推進する 36

【基本目標 2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する 38

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち 39

【基本目標 3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める 40

- 1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める 40
- 2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる 41

【基本目標 4】性差に配慮した健康施策を推進する 42

- 1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する 42
- 2 性差にまつわる健康施策を推進する 42

【基本目標 5】困難を有する女性などに対する施策を推進する 44

- 1 ひとり親家庭に対する施策を推進する 44
- 2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する 45
- 3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を
推進する 45

Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	46
【基本目標 6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	47
1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する	47
2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する	48
3 性暴力を防止する	48
【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	49
1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	49
2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	50
3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	50
Ⅳ 計画の着実な推進	51
【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する	52
1 庁外と連携や協働により計画を推進する	52
2 庁内推進体制を充実する	52
3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	53
数値目標	55
用語解説	56
担当別一覧	59
資料	84

第1部

基本的な考え方

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

平成 11 (1999) 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という)では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

また、DV に関しては、平成 13 (2001) 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、DV は重大な人権侵害と認知されるようになりました。

国においては、平成 12 (2000) 年、基本法に基づく「男女共同参画計画」を、県においては平成 13 (2001) 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定しました。本市においても、平成 8 (1996) 年に「伊丹市女性のための行動計画」を策定、平成 18 (2006) 年にはその後継計画として「伊丹市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会*の実現に向け様々な施策の推進に取り組んできました。

性別に関わりなく、すべての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した日本にとって、社会全体で取り組むべき極めて重要な課題です。しかし、国際的にみても、日本の指導的地位に占める女性の割合は依然として低く、また長時間労働が大きな問題となり働き方改革が大きな課題となっています。配偶者からの暴力についても年々件数が増加、また近年多く発生している自然災害等への対応にも男女共同参画の視点が必要であるなど、最近の男女共同参画をめぐる環境は変化しています。これらを受け、国においては平成 27 (2015) 年 9 月に女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行、同年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。県においても平成 28 (2016) 年 3 月には第 3 次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン 2020」を策定しています。

本市の「地方創生人口ビジョン及び伊丹創生総合戦略」においても、男女共同参画社会の形成は、「地方創生」により目指すべき社会の基礎を成すものであり、施策として取り組んでいく必要があります。

平成 18 (2006) 年から平成 28 (2016) 年度(平成 24 年中間見直し)「伊丹市男女共同参画計画」の計画期間が終了することに伴い、「男女(一人ひとり)が対等な存在として個性や能力を発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く」の基本理念に基づくこれまでの取組を振り返るとともに、今後より一層進めていくべき本市の男女共同参画施策のあり方を示す「第 2 期伊丹市男女共同参画計画」を策定することとしました。

(2) 策定の視点

- 国の「第 4 次男女共同参画計画」及び県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」等との整合を勘案しています。
- 基本目標 6 の 1 (ドメスティック・バイオレンスを根絶する) については、平成 26 (2014) 年度策

定の「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」に委ね、その着実な推進に努めます。

- 目指すべき社会を4つの項目に設定し、その実現を目指して8の基本目標と126の具体的施策に反映させています。
- 計画の実効性を確保するため、目標とする数値指標（成果指標）を設定し、その達成状況についてフォローアップを行うものとします。
- 策定にあたっては、平成27（2015）年度に「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、男女共同参画審議会に意見を求め、答申を得ました。その他、これまでの伊丹市男女共同参画施策市民オンブード*からの報告内容や、パブリックコメントに寄せられる意見を参考としました。

（３）計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村男女共同参画計画）です。同時に、「伊丹市男女共同参画計画」の第2期計画として、その考え方・主旨を引き継いだもので、継続して取り組む施策や重点的に取り組まなければならない課題を示すものです。

さらに、「伊丹市総合計画（第5次）」の基本方針「多様性を認め合う共生社会」の男女共同参画の推進」を具現化する計画として、「伊丹市総合計画（第5次）」との整合を図るとともに、関連する市の計画とも連動するものです。

また、この計画の「【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する」を、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」第6条第2項において市町村が定めるよう努めるものと規定されている「市町村推進計画」とします。

（４）計画期間

この計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度の5年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正その他状況の変化などに応じて必要な見直しを適宜行うものとします。

2. 見直しの背景

(1) 国際社会、国・県・伊丹市の取組（年表）

※男女共同参画に関する特に重要なもののみ掲載

年 代	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	伊丹市の動き
1972年 (昭和47年)				伊丹市立働く婦人の家開設
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択			
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」スタート			
1979年 (昭和54年)	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1985年 (昭和60年)		「女子差別撤廃条約 [*] 」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法 [*] 」施行		
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO156 号条約（家族的責任条約）」批准		伊丹市女性政策懇話会より提言
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定	伊丹市女性のための行動計画策定
1998年 (平成10年)				伊丹市女性交流サロン設置 伊丹市男女共生教育基本方針策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「ストーカー規制法」、「児童虐待防止法」施行 「男女共同参画基本計画」策定		伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク設置
2001年 (平成13年)		「配偶者暴力防止法」施行	「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン21—」策定	伊丹市女性政策懇話会より提言
2002年 (平成14年)			「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行	伊丹市女性のための行動計画中間見直し
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」施行 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立		
2005年 (平成17年)	(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		伊丹市男女共同参画政策懇話会より提言
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定	伊丹市男女共同参画計画策定
2007年 (平成19年)		「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		市にDV相談員配置
2009年 (平成21年)	女子差別撤廃委員会最終見解	「育児・介護休業法 [*] 」改正	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(第2期)策定	(仮称)伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会より提言 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画策定 伊丹市男女共生教育基本方針見直し
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「新ひょうご子ども未来プラン」策定	伊丹市配偶者暴力相談支援センター開設
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関〈略称: UN Women〉正式発足		「兵庫県男女共同参画計画—新ひょうご男女共同参画プラン21—」策定	伊丹市男女共同参画計画〈中間見直し〉策定 伊丹市総合計画(第5次)策定
2012年 (平成24年)		「子ども・子育て支援法」成立		

年 代	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	伊丹市の動き
2014 年 (平成 26 年)			「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定	伊丹市男女共同参画審議会より提言
2015 年 (平成 27 年)		「女性活躍加速のための重点方針 2015」 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定		「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第 2 期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」策定
2016 年 (平成 28 年)		「女性活躍推進法」成立 「育児・介護休業法」改正	「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）」を策定	

（２） 市民意識の現状

平成 27（2015）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、以下のような市民意識の現状が明らかになりました。

【伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査の概要】

- ・調査対象：市内在住の 15 歳以上を無作為抽出
- ・調査機関：平成 27（2015）年 8 月 19 日から平成 27（2015）年 9 月 18 日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収状況：配布数 3,020 通。有効回答数 1,458 通。有効回答率 48.3%
- ・回答者の属性（性別、年齢など）：

	女性	男性	その他（または答えたくない）・無回答※	配布数	回収率
15～19 歳	30	31		195	31.2%
20～29 歳	55	61	3	349	34.0%
30～39 歳	104	71	7	452	40.2%
40～49 歳	159	77	3	558	42.8%
50～59 歳	124	89	4	403	53.8%
60～69 歳	179	109	4	481	60.7%
70 歳以上	179	134	6	582	54.8%

※次ページからのグラフで性別ごとに数値を出しているものに関しては、その他（または答えたくない）・無回答は外しております。

（１） 男女の平等感について

『学校教育』、『雇用の機会や職場での賃金・待遇』、『家庭生活』など 9 分野における男女の平等感を尋ねたところ、「平等」と感じている割合が最も高い分野は『学校教育』（70.4%）で、次に『地域、ボランティア活動』（47.9%）でした。

一方、“男性が優遇”（「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば男性優遇」の合計）されていると感じている割合が高い分野は、『雇用の機会や職場での賃金・待遇』（77.9%）、『全体として、能力を発揮する機会』（67.7%）、『全体として、男女の地位は』（67.0%）となっています。

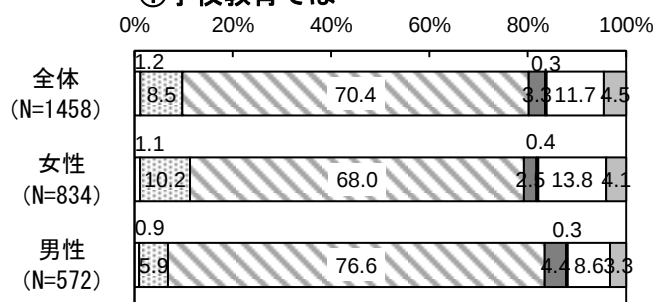
また、すべての分野で男女に意識の差があり、女性は男性よりも「平等」と感じている割合が低く、“男性が優遇”を選択する割合も女性の方がすべての分野で割合が高くなっており、特に『家庭生活』（19.9 ポイント）、『法律・制度の上では』（17.1 ポイント）について男性よりも女性の方が、“男性が優遇”が多くなっています＝図表 1 参照。

全国と比較して、『学校教育』が全国より 6.8 ポイント（無回答を除いた場合）平等感が上回っている以外の他の項目は、全て「平等」と感じている割合が低くなっています＝図表 2 参照。

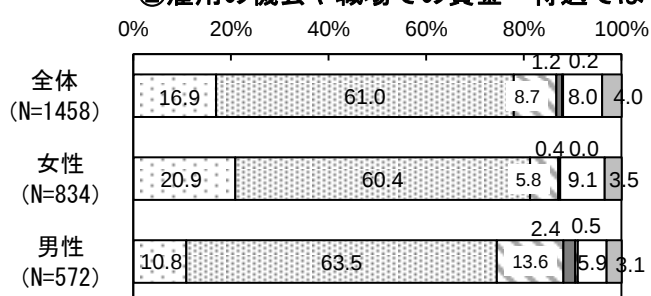
図表 1 (男性と女性の地位は平等になっていると思いますかー性別比較 (単数回答))

- ☐ 男性の方が非常に優遇されている
- ☐ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ☐ 平等である
- ☐ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ☐ 女性の方が非常に優遇されている
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

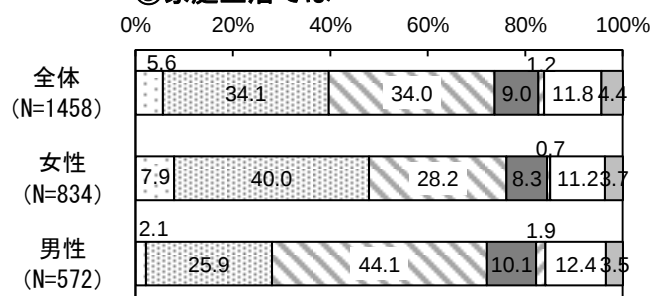
①学校教育では



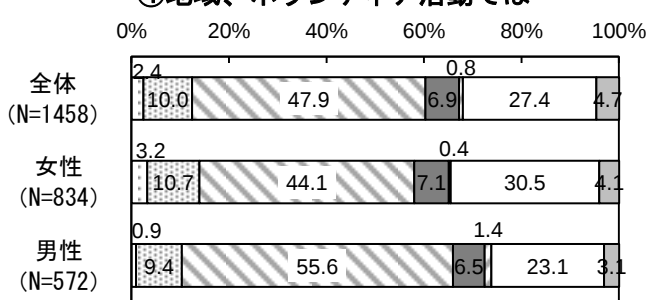
②雇用の機会や職場での賃金・待遇では



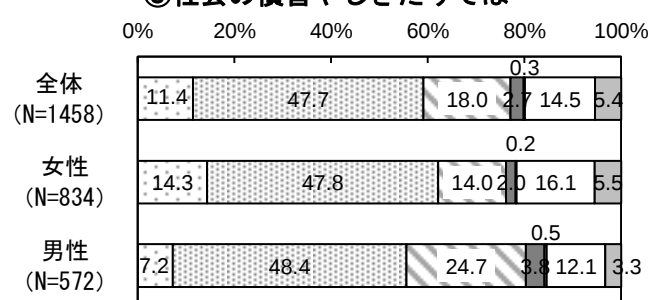
③家庭生活では



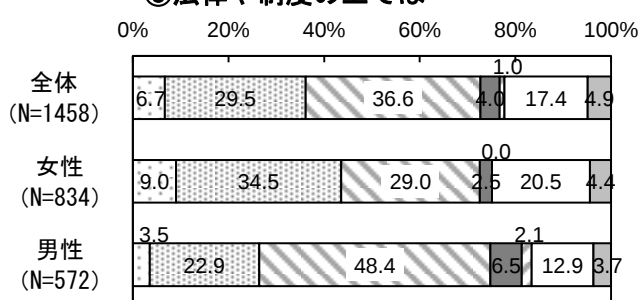
④地域、ボランティア活動では



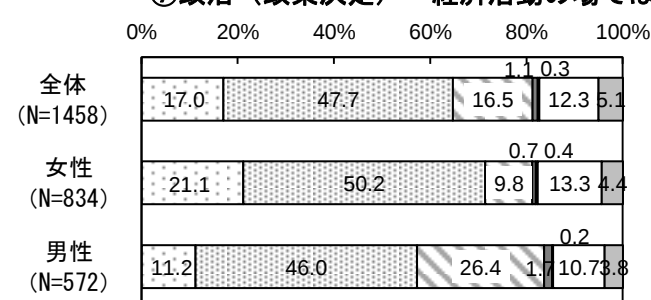
⑤社会の慣習やしきたりでは



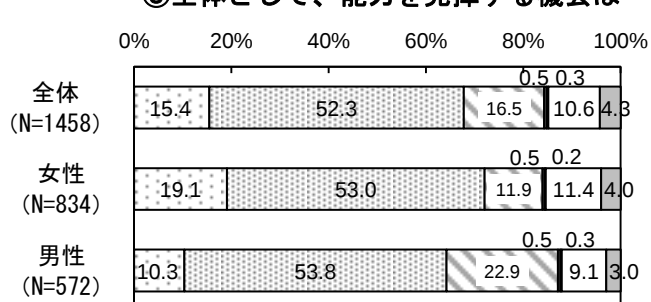
⑥法律や制度の上では



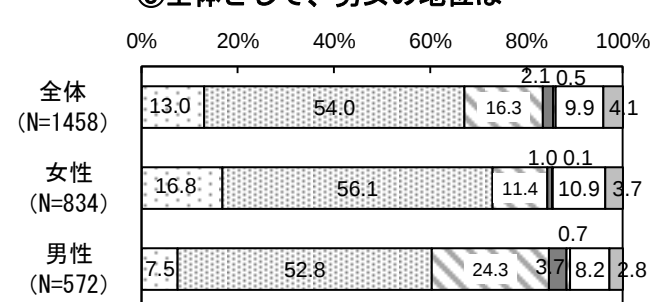
⑦政治 (政策決定)・経済活動の場では



⑧全体として、能力を発揮する機会は



⑨全体として、男女の地位は

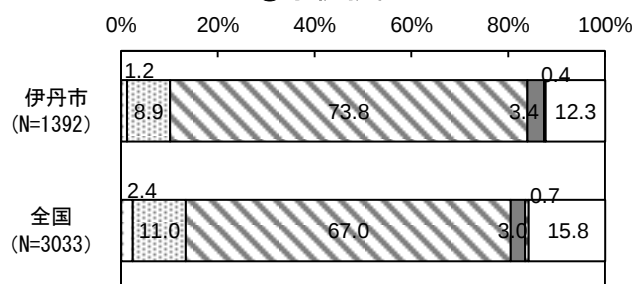


図表 2（男性と女性の地位は平等になっていると思いますかー全国比較（単数回答））

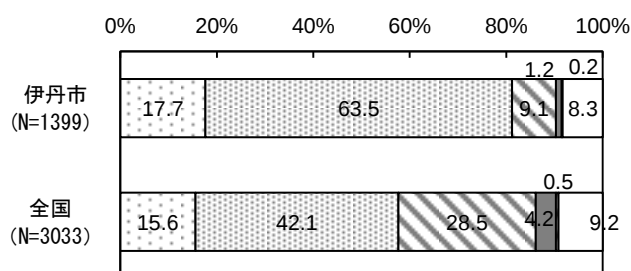
※「⑧全体として、能力を発揮する機会」を除く

- ☐ 男性の方が非常に優遇されている
- ☐ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ☐ 平等である
- ☐ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ☐ 女性の方が非常に優遇されている
- ☐ わからない

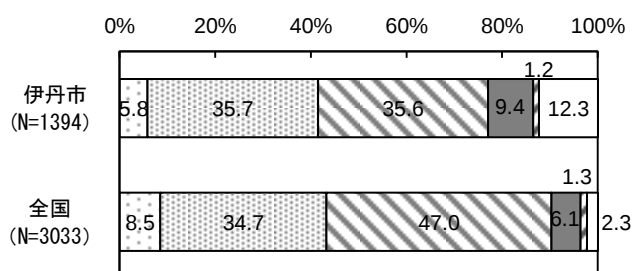
①学校教育では



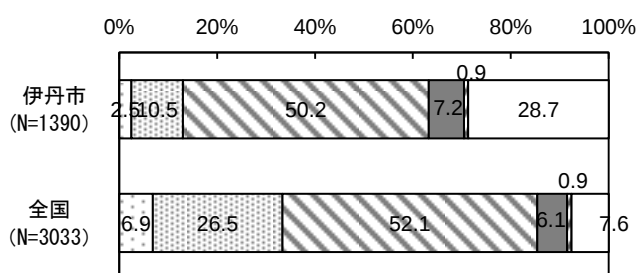
②雇用の機会や職場での賃金・待遇では



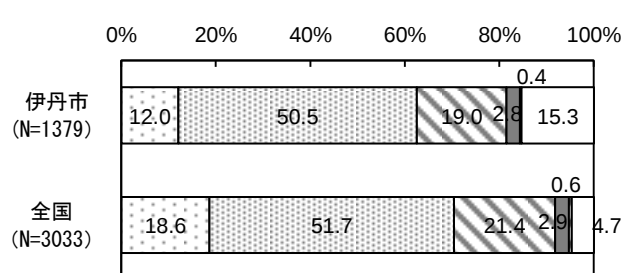
③家庭生活では



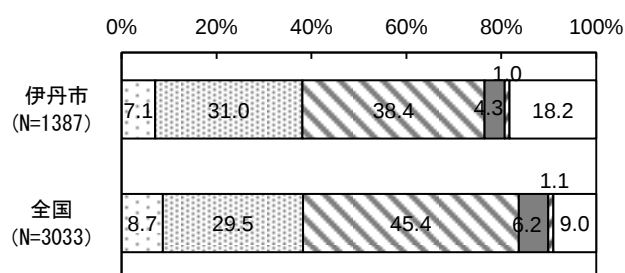
④地域、ボランティア活動では



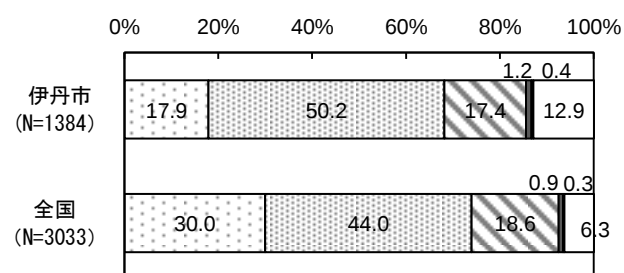
⑤社会の慣習やしきたりでは



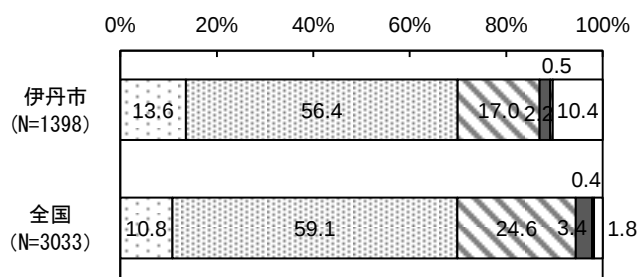
⑥法律や制度の上では



⑦政治（政策決定）・経済活動の場では



⑧全体として、男女の地位は



出典：「男女共同参画社会に関する世論調査」

平成 24 年 10 月 内閣府男女共同参画局
 なお 14 ページまでの市民意識調査結果報告上における全国に関
 わる数値については本資料と同じものを用いている。

（２）性別役割分担意識について

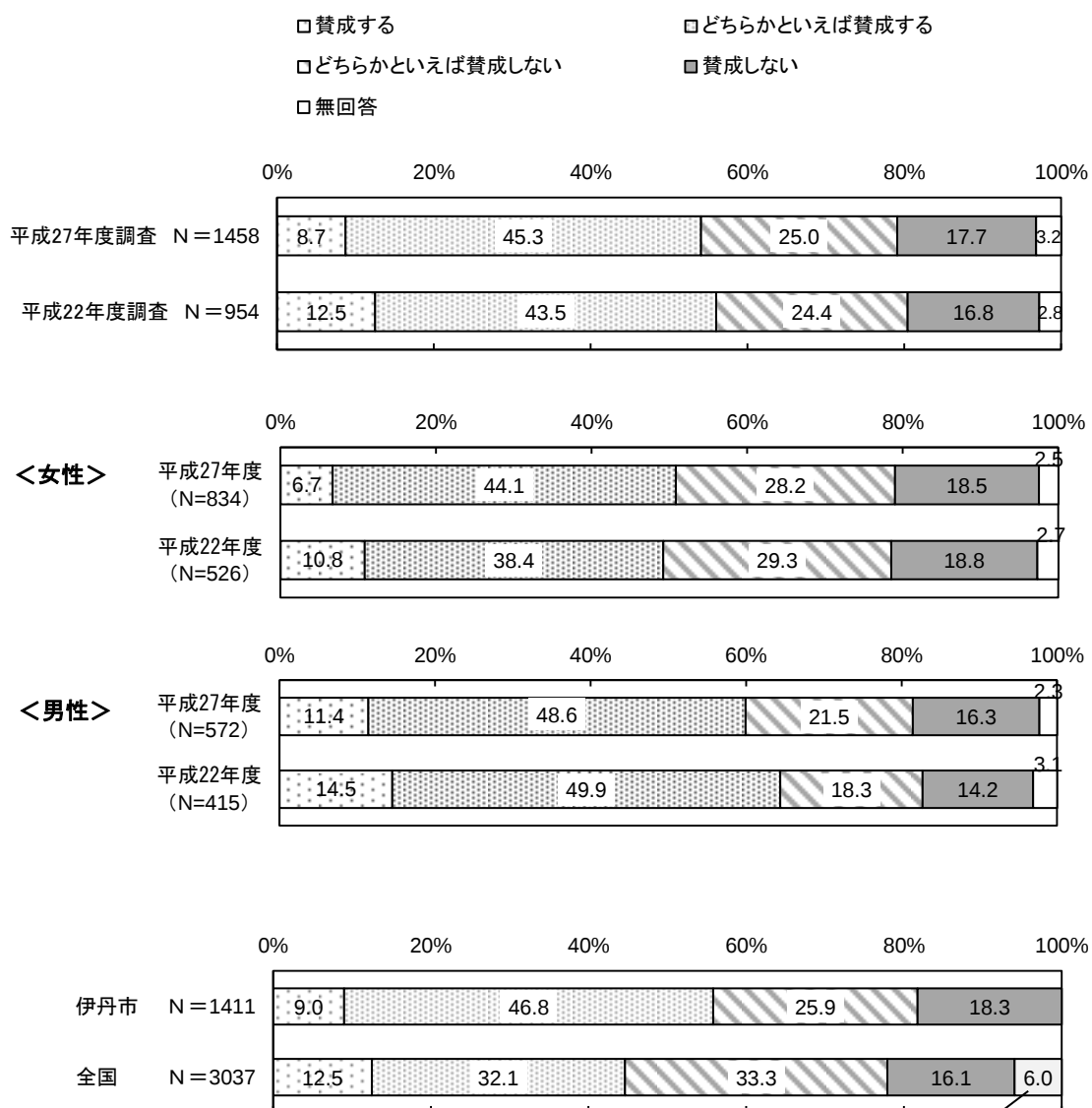
（２）-１ 性別役割分担意識について

『男は仕事、女は家事・育児』という性別役割分担について、“賛成する”（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」の合計）の割合が、全体で54.0%となっています。女性50.8%、男性60%と、男性は女性より“賛成する”の割合が9.2ポイント高くなっており、性別によって意識に開きがあります。

平成22年度調査と比較すると全体で2ポイント減と大差はありません。女性で1.6ポイント高く、男性で4.4ポイント低くなっています。

全国調査と比べると、“賛成する”の割合が11.2ポイント高くなっています。伊丹市は依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます＝図表3参照。

図表3（「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成か（単数回答））



※全国と比較するため、無回答を除いています。（全国の6.0%は「わからない」）

(2) -2 『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい』という考え方について

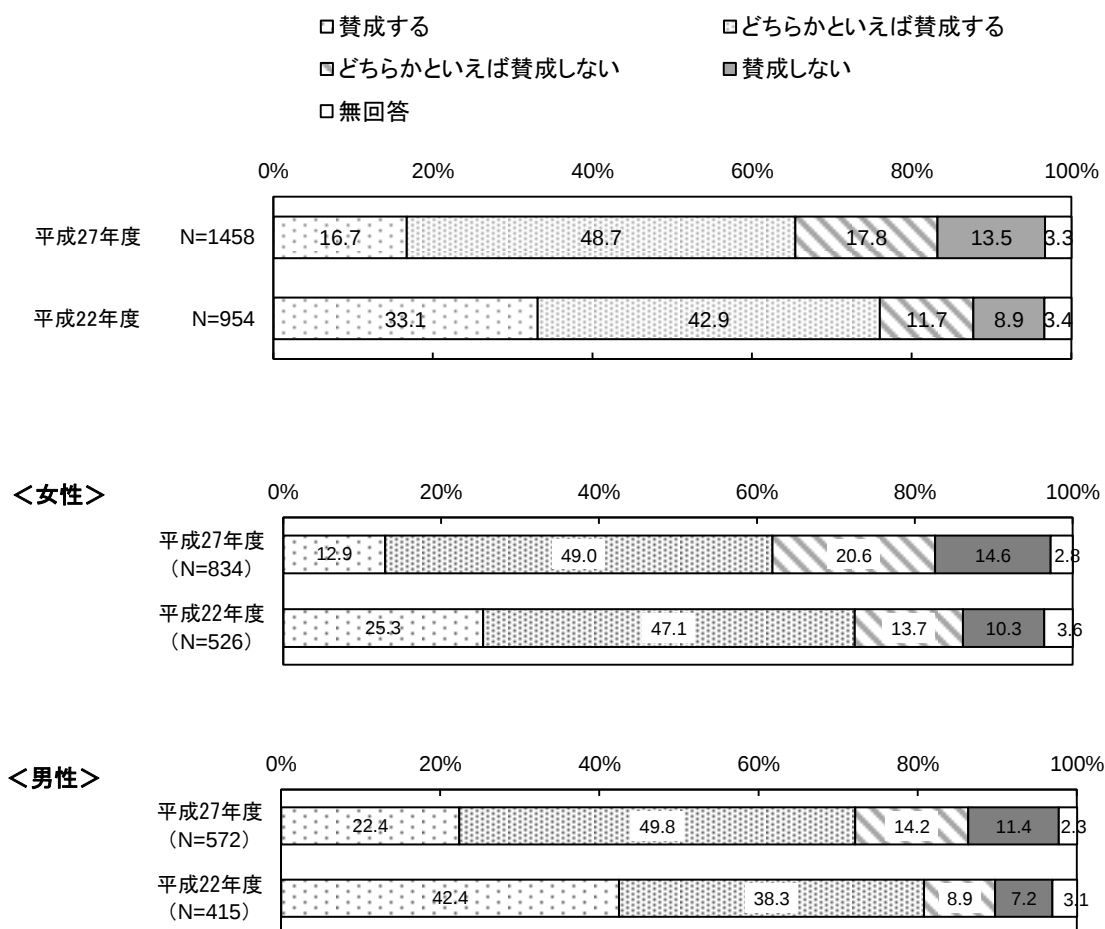
『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい』という子育てにおける考え方について、“賛成する”（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」の合計）の割合が、全体で 65.4%、性別でみると女性で 61.9%、男性で 72.2%となっています。

性・年齢別でみると、すべての年代で、女性に比べ男性で“賛成する”の割合が高くなっています＝**図表 4 参照**。

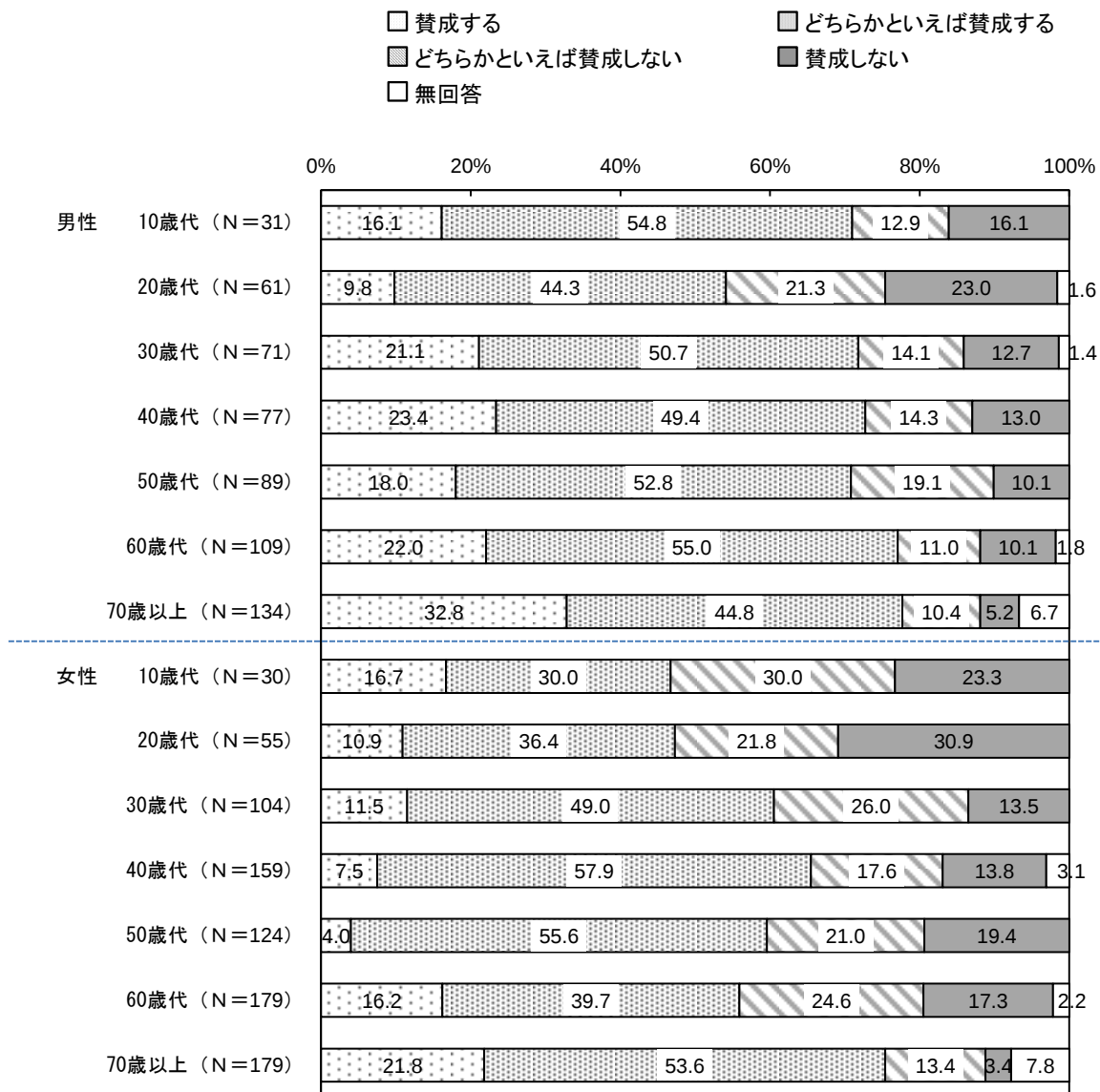
平成 22 年度調査より全体で“賛成する”の割合が 10.6 ポイント、性別でみると女性で 10.5 ポイント、男性で 8.5 ポイント低くなっています。

また、そう考える理由について、他に比べ、「賛成する」で「親や祖父母から言われたから」の割合が高くなっています。また、「どちらかといえば賛成する」、「どちらかといえば賛成しない」で「生活上やむをえないから」の割合が最も高くなっています。「賛成しない」で「新聞・テレビ・インターネットなどメディアの影響」の割合が「その他」に次いで高くなっています＝**図表 5 参照**。

図表 4 「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方に賛成か
(単数回答))



＜性・年齢別－伊丹市27年度調査＞



図表5（「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方に賛成か・理由別（複数回答））

区分	有効回答数（件）	親や祖父母から言われたから	配偶者やその親がそのような考えだから	学校で教わったから	職場（の人）がそういう考えだから	知人・友人がそのような考えだから	メディアの影響	新聞・テレビ・インターネットなど	行政の講座、イベント、刊行物	生活ややむをえないから	その他	わからない	無回答
賛成する	243	31.7	17.7	4.5	1.2	2.1	4.9	0.4	27.6	23.0	10.7	2.5	
どちらかといえば賛成する	710	21.5	17.5	2.1	0.3	1.8	6.3	1.4	40.8	16.3	14.8	0.8	
どちらかといえば賛成しない	260	11.5	11.9	4.2	1.9	5.4	20.4	3.8	28.1	19.6	15.8	1.9	
賛成しない	197	9.1	9.1	4.6	0.5	4.6	18.3	5.6	15.7	35.0	15.7	3.0	

（３）女性の活躍などについて

（３）-１ 女性が仕事をもつことについての考え方

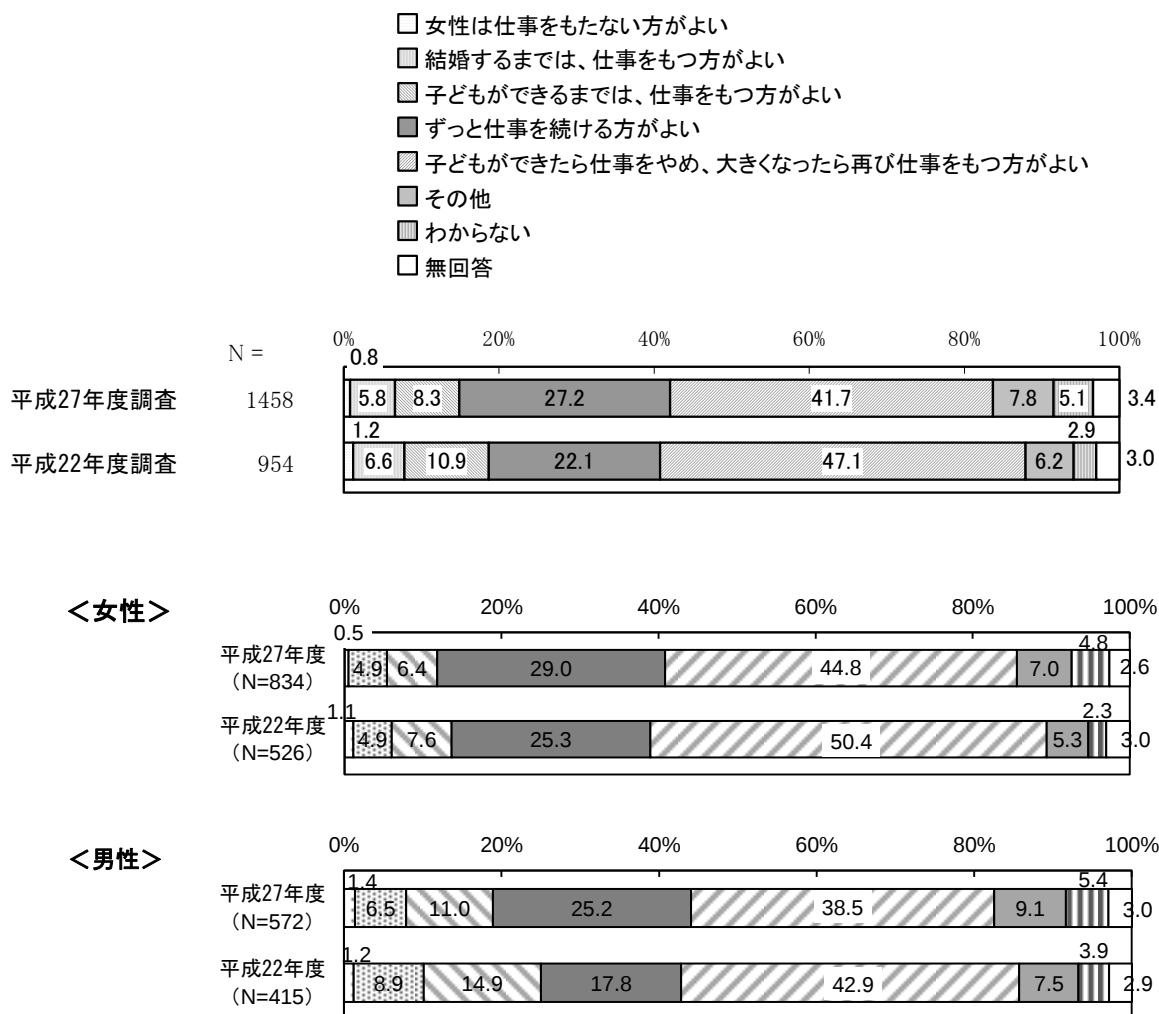
女性が仕事をもつことについての考え方において、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」という“再就職型”を肯定する割合が、全体で 41.7%と最も高く（女性で 44.8%、男性で 38.5%）となっています。

平成 22 年度調査と比べると「ずっと仕事を続ける方がよい」という“仕事継続型”を肯定する割合が 5.1 ポイント高く、“再就職型”を肯定する割合が、5.4 ポイント低くなっています。

一方、全国調査では、“仕事継続型”を肯定する割合が、44.8%と最も高く、16.6 ポイントの差があります。

性・年齢別でみると、伊丹市の場合、特に 10 歳代・20 歳代女性では、“再就職型”が 56.7%、50.9%とそれぞれ 50%以上を占めており、“仕事継続型”（10 歳代 16.7%、20 歳代 18.2%）の 2 倍以上の割合となっていることから、この世代の女性の多くが、子どもができたら仕事をやめ、その後子どもが大きくなった時に再就職を目指すことが予想されます＝図表 6 参照。

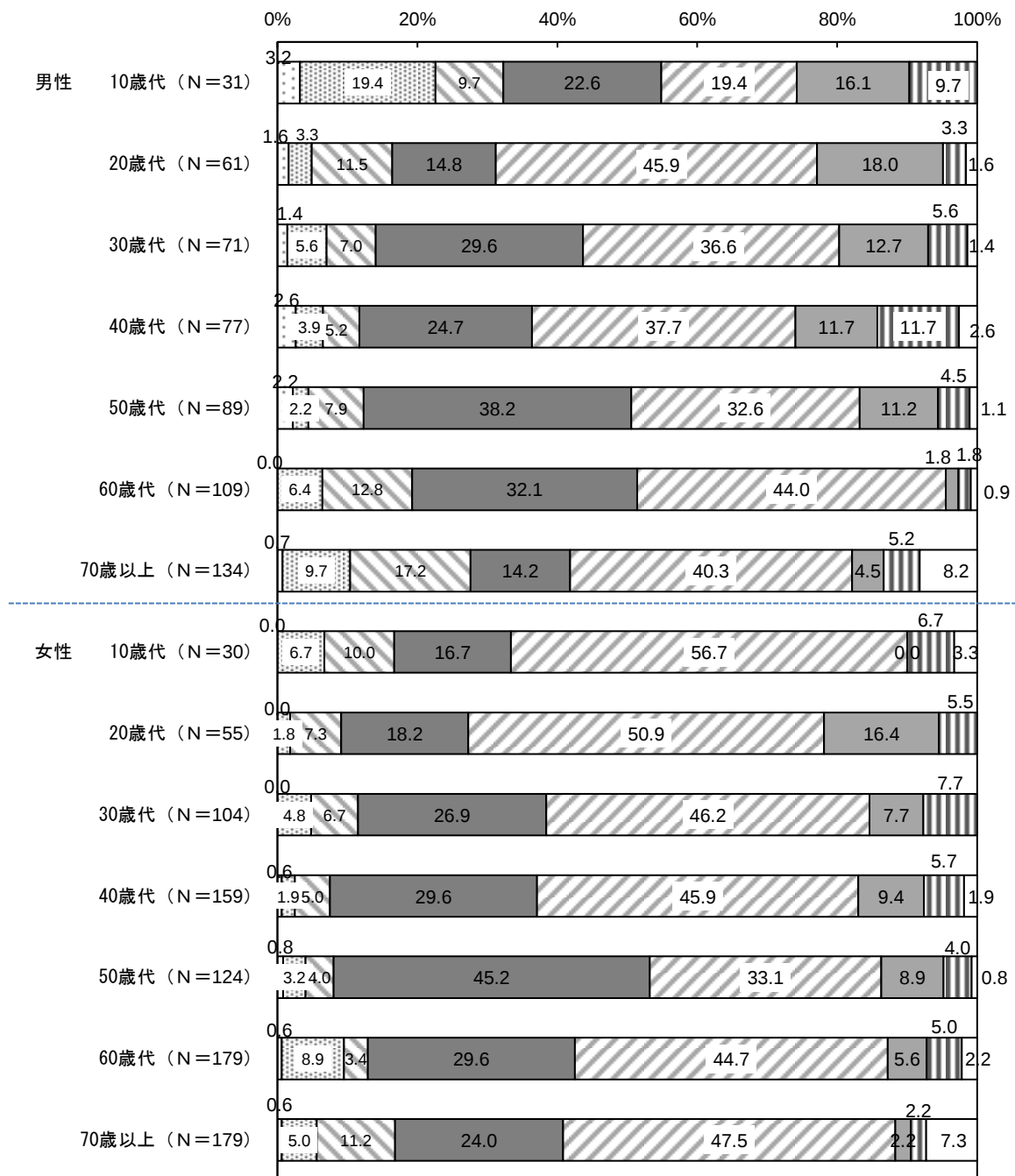
図表 6 （一般的に女性が仕事をもつことについて、どう考えるか（単数回答））





※全国と比較するため、無回答を除いています。

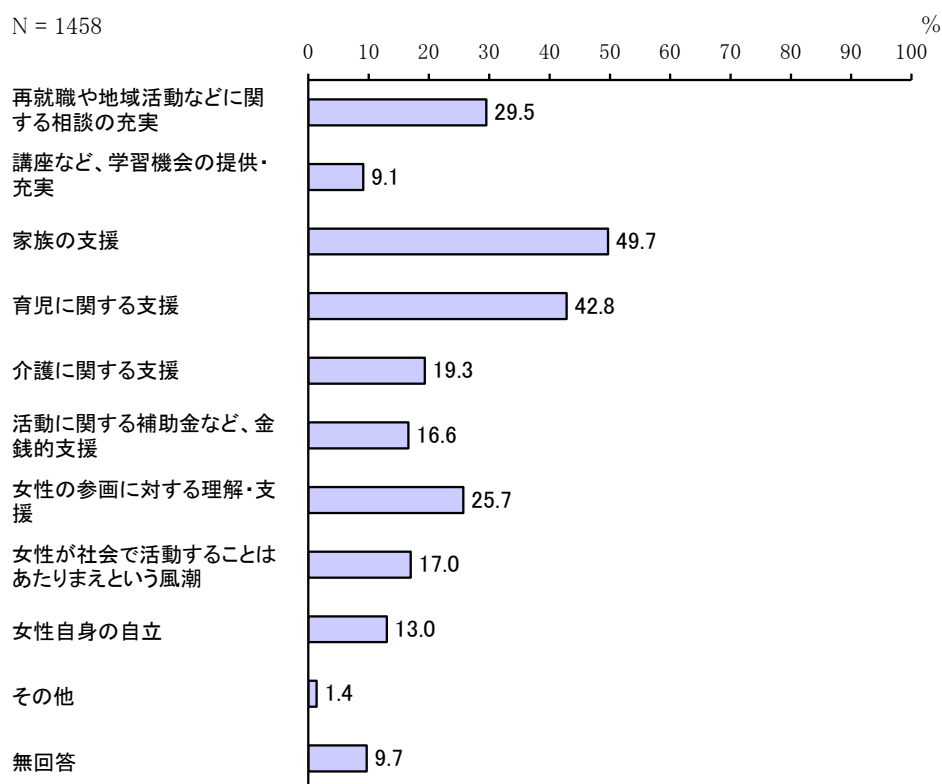
<性・年齢別—伊丹市27年度調査>



(3)-2 女性が再就職など様々な活動に参画するために必要なことについて

女性が再就職や起業、地域活動、地域貢献など様々な活動に参画するために必要なことについては、「家族の支援」の割合が49.7%と最も高く、次いで「育児に関する支援」の割合が42.8%、「再就職や地域活動などに関する相談の充実」の割合が29.5%となっています＝図表7参照。

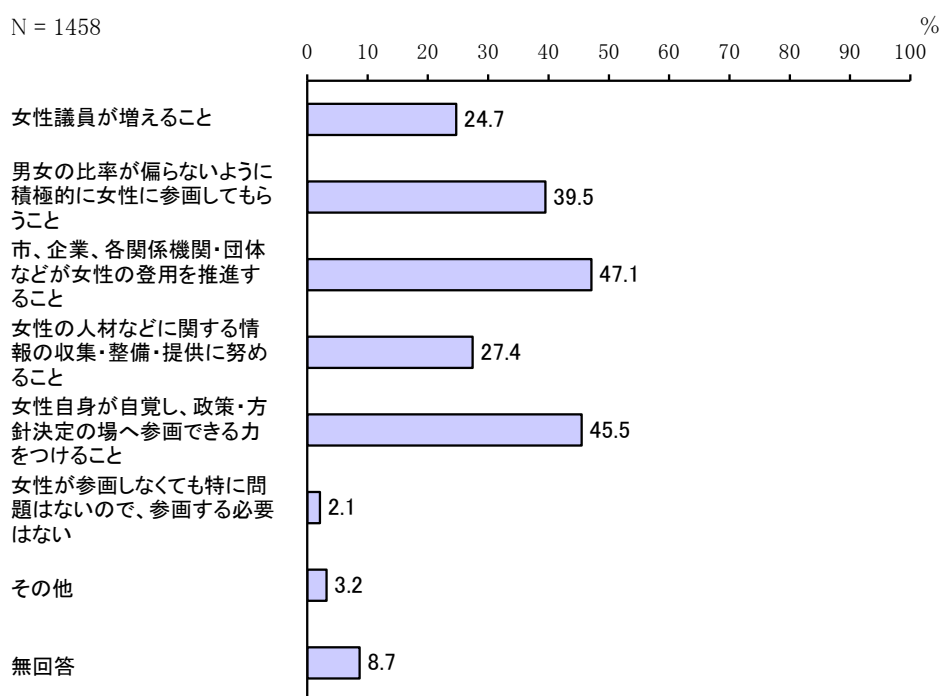
図表7 (女性が再就職など様々な活動に参画するために必要なこと (複数回答))



(3)-3 政策や方針決定の場において女性の参画をすすめるために必要なことについて

「市、企業、各関係機関・団体などが女性の登用を推進すること」の割合が 47.1%と最も高く、次いで「女性自身が自覚し、政策・方針決定の場へ参画できる力をつけること」の割合が 45.5%、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参画してもらうこと」の割合が 39.5%となっています＝図表 8 参照。

図表 8 (政策や方針決定の場において女性の参画をすすめるために必要なこと (複数回答))



（４）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）* について

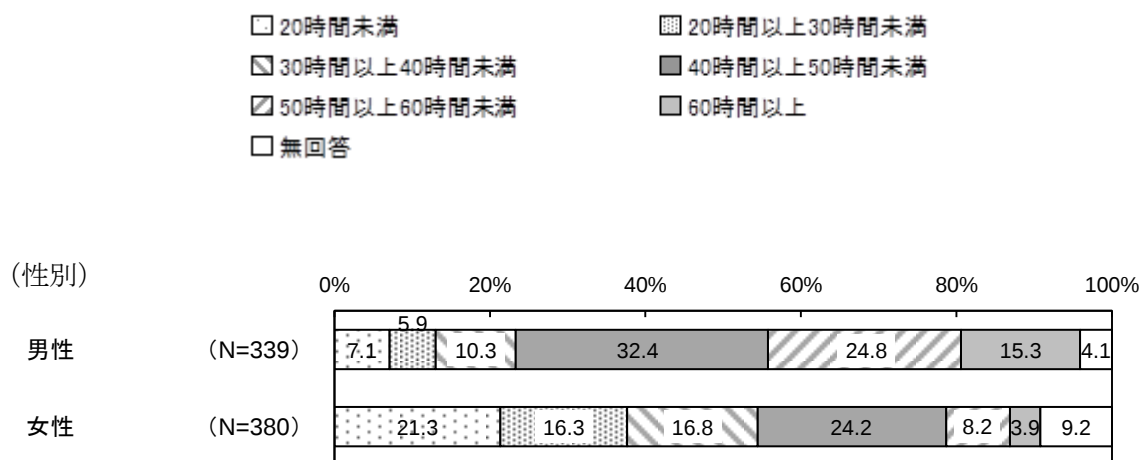
（４）-１ 長時間労働について

男性の週平均就労時間は 50 時間以上が 4 割以上で、全国調査の 29.5%と比較すると、伊丹市の男性は就労時間が長い傾向にあります＝図表 9 参照。

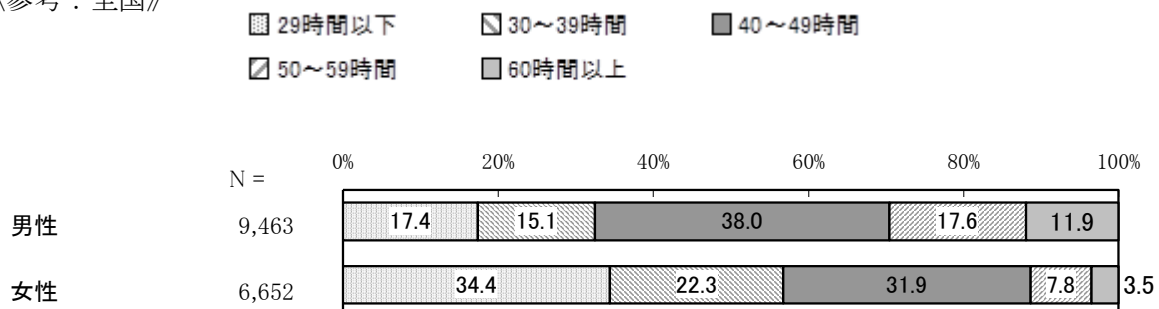
働いている理由は、いずれの性別においても「生計の維持」が最も多く、次いで男性では「働くことが当然」、女性では「家計の補助」となっています。「男は仕事」という性別役割分担意識を強くもっている傾向が見られます＝図 10 表参照。

また、日常的な家事・仕事などの役割分担における『生活費の確保』について、「主に夫」とする割合が、理想（58.0%）、現状（66.2%）ともに高くなっています。一方、その他の『炊事・掃除・洗濯などの家事』『近所とのつきあい』『子育て』『高齢者の介護』における役割分担では、現状で「主に妻」の割合が、平成 22 年度調査よりそれぞれ少しずつ減少しているものの、依然として最も多くなっています。家庭生活や地域活動について、理想は夫婦同程度で行うのがよいと考えているものの、男性の長時間労働などにより、主に妻が担っているという人が多くいる現状がうかがえます＝図 11 表参照。

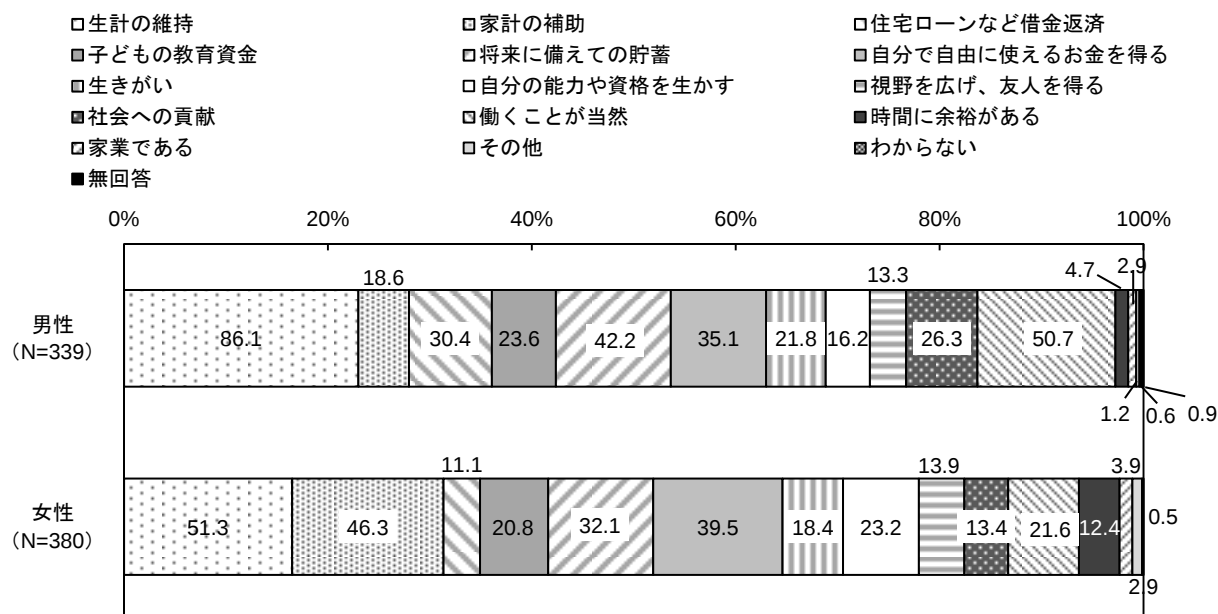
図表 9（現在、残業も含めて週あたり何時間くらい仕事をしているか（単数回答））



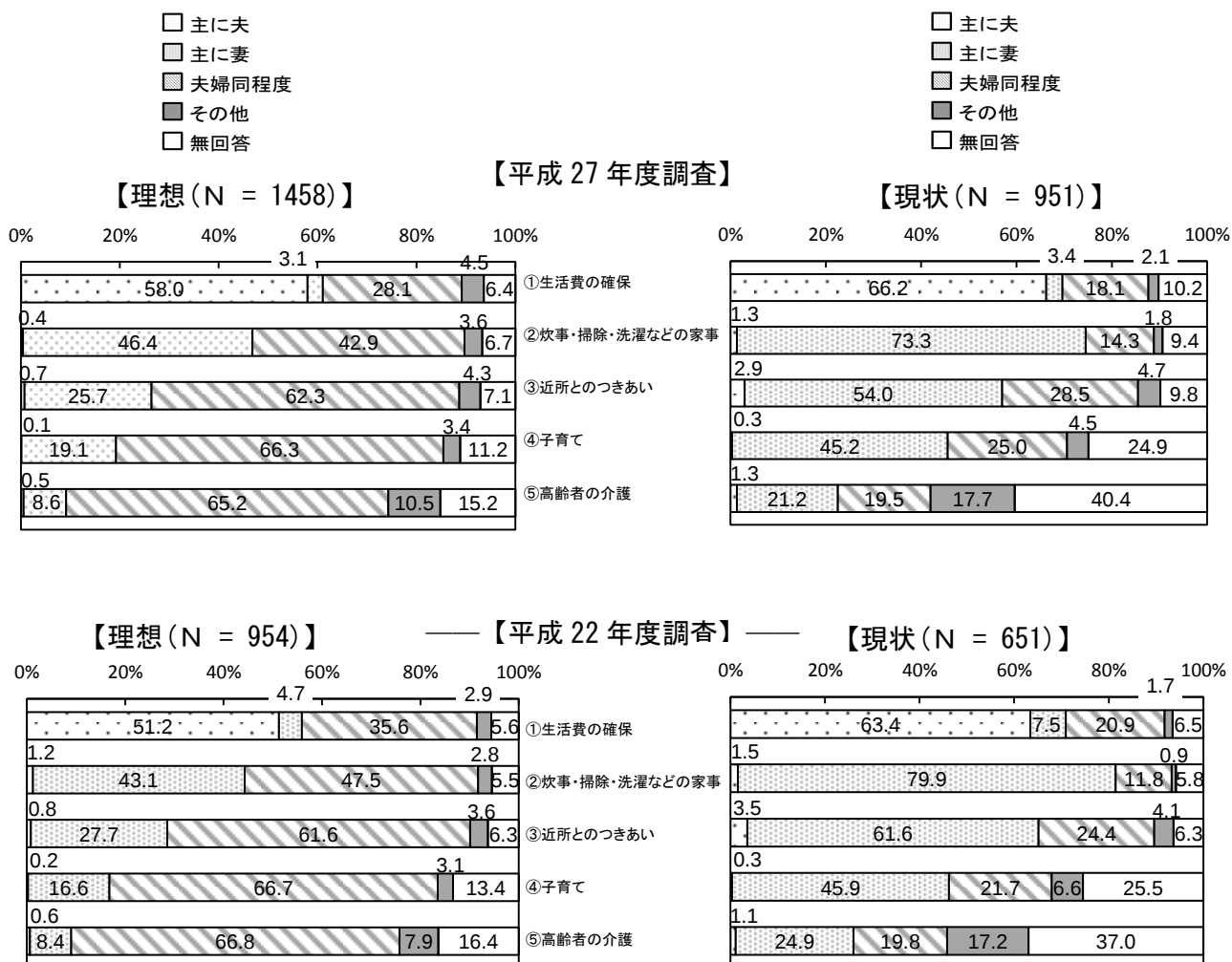
《参考：全国》



図表 10（働いている理由について（複数回答可））



図表 11（日常的な家事・仕事などの役割分担について）



(4) -2 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度における理想と現実

「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度について、希望では、男女とも「「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている」が最も高く、男性で 37.4%、女性で 40.0% となっていますが、現状では、男女とも「どちらかといえば「仕事」を優先している」が最も高く、男性で 26.7%、女性で 16.1% となっています＝図表 1 2 参照。

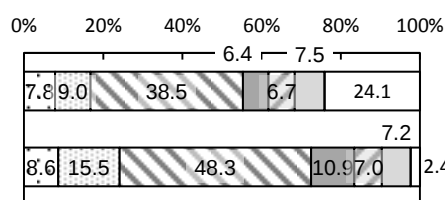
性別でみると、女性で“「家庭生活や地域活動」を優先している”（「「家庭生活や地域活動」を優先している」と「どちらかといえば「家庭生活や地域活動」を優先している」の合計）と回答した割合が、希望よりも現状で 11.5 ポイント高くなっています。

希望と現状の差は、女性よりも男性で大きくなっており、男性では約半数が“「仕事」を優先している”（「仕事」を優先している」と「どちらかといえば「仕事」を優先している」の合計）と回答しています。

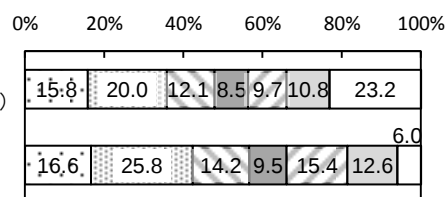
図表 1 2 （生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度で、あなたの希望と現状
(単数回答))

- ☐ 「仕事」を優先している
- ☐ どちらかといえば「仕事」を優先している
- ☐ 「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている
- ☐ どちらかといえば「家庭生活や地域活動」を優先している
- ☐ 「家庭生活や地域活動」を優先している
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

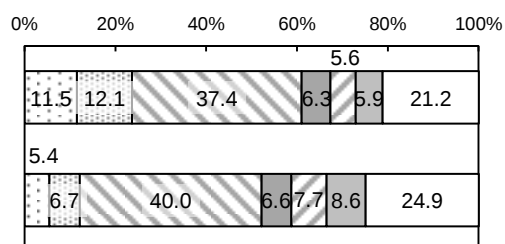
【希望】



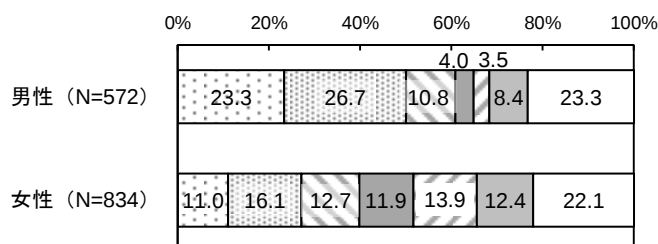
【現状】



【希望（性別）】



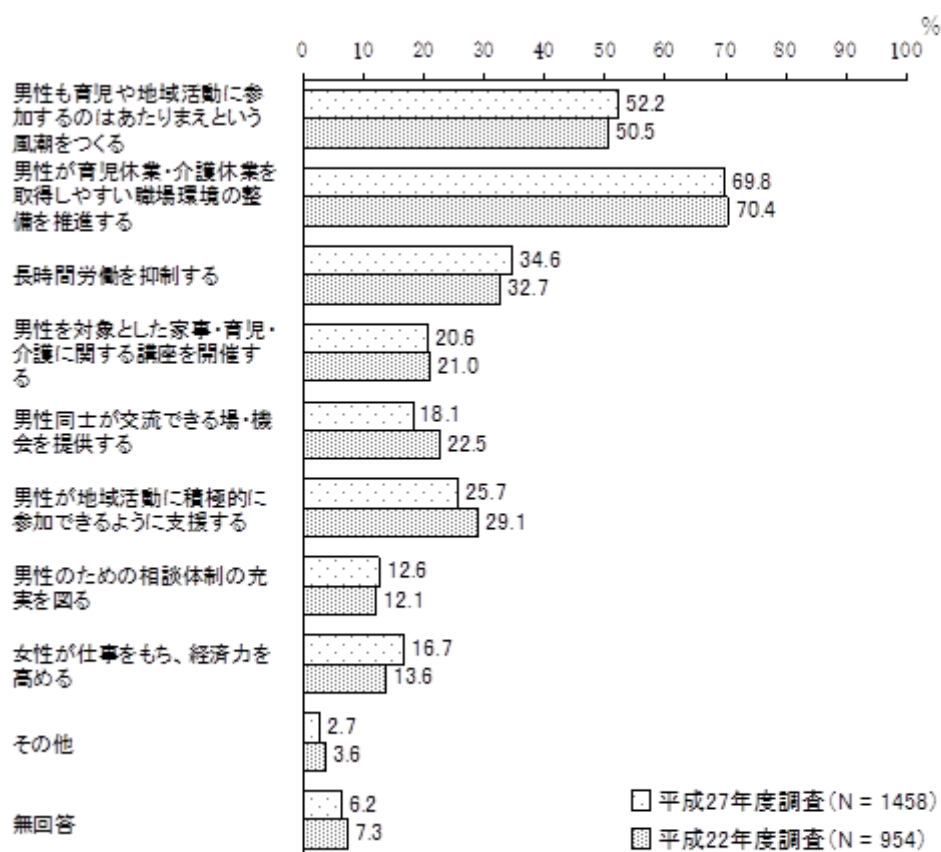
【現状（性別）】



(4) -3 男性の育児や介護、地域活動参加の促進に有効だと思うもの

「男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を推進する」の割合が 69.8%、次いで「男性も育児や地域活動に参加するのはあたりまえという風潮をつくる」52.2%、「長時間労働を抑制する」の割合が 34.6%となっています＝図表 1 3 参照。

図表 1 3 (男性の育児や介護、地域活動参加の促進に有効だと思うもの (複数回答))



（５）セクハラ・DV（配偶者や交際相手からの暴力）について

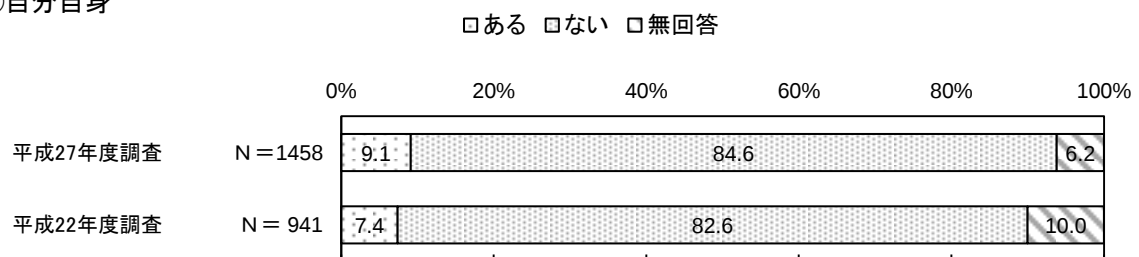
（５）-１ セクハラ被害状況について

セクシュアル・ハラスメント*の被害に自分自身が受けたことがある人の割合が、約 10 人に 1 人 (9.1%)、周りの人は約 6 人に 1 人 (16.3%) の割合となっています＝図表 1 4 参照。

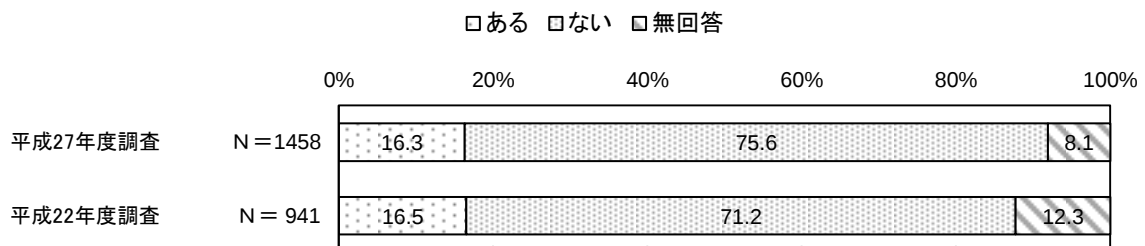
被害にあった場面について、約 7 割近くが「職場」となっています＝図表 1 5 参照。

図表 1 4 （自分自身や周りの方がセクシュアル・ハラスメントの被害にあったことがあるか
(単数回答))

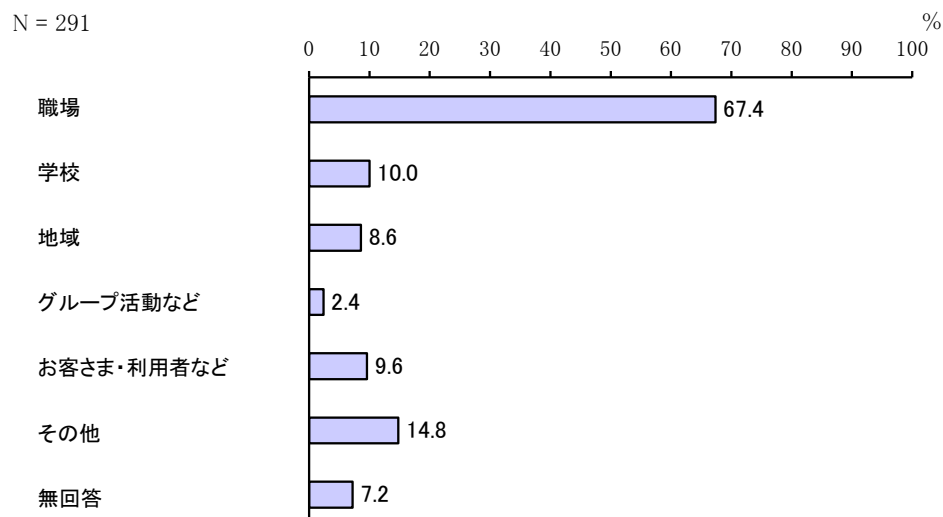
①自分自身



②友人や職場の仲間など、自分の周りの人



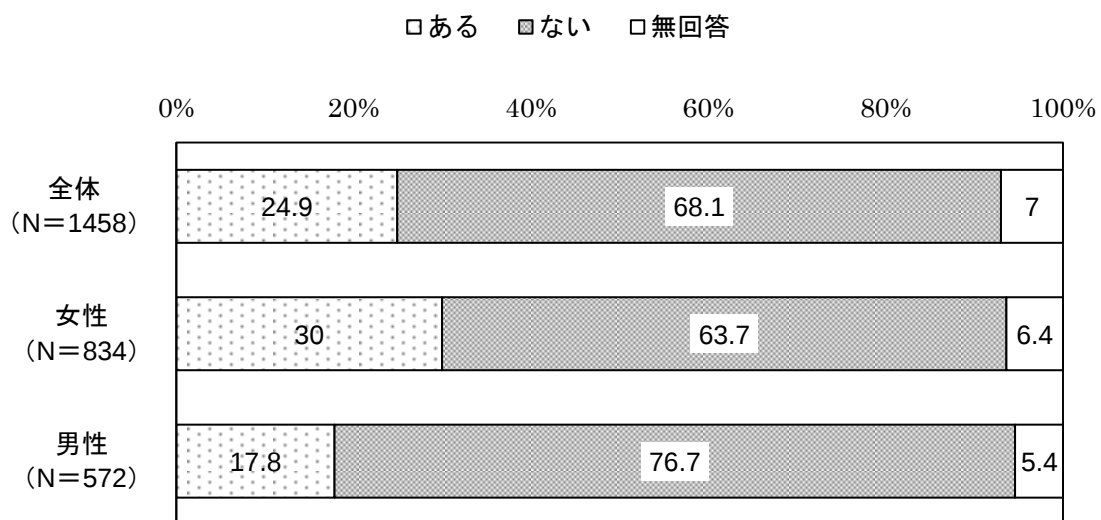
図表 1 5 （どのような場面でセクシュアル・ハラスメントの被害にあったか（複数回答））



(5) -2 DVの被害状況について

DVについて、自分が配偶者や交際相手から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力のいずれかの暴力を1つでも受けたことがある（「何度もあった」「1、2度あった」）と回答する人の割合は、全体で24.9%、回答者の約4人に1人が暴力被害の経験があることとなり、女性では30%、回答した女性の約3人に1人が暴力被害の経験があるという結果となっています＝図表16参照。

図表16（いずれかの暴力を1つでも受けたことがあるか）



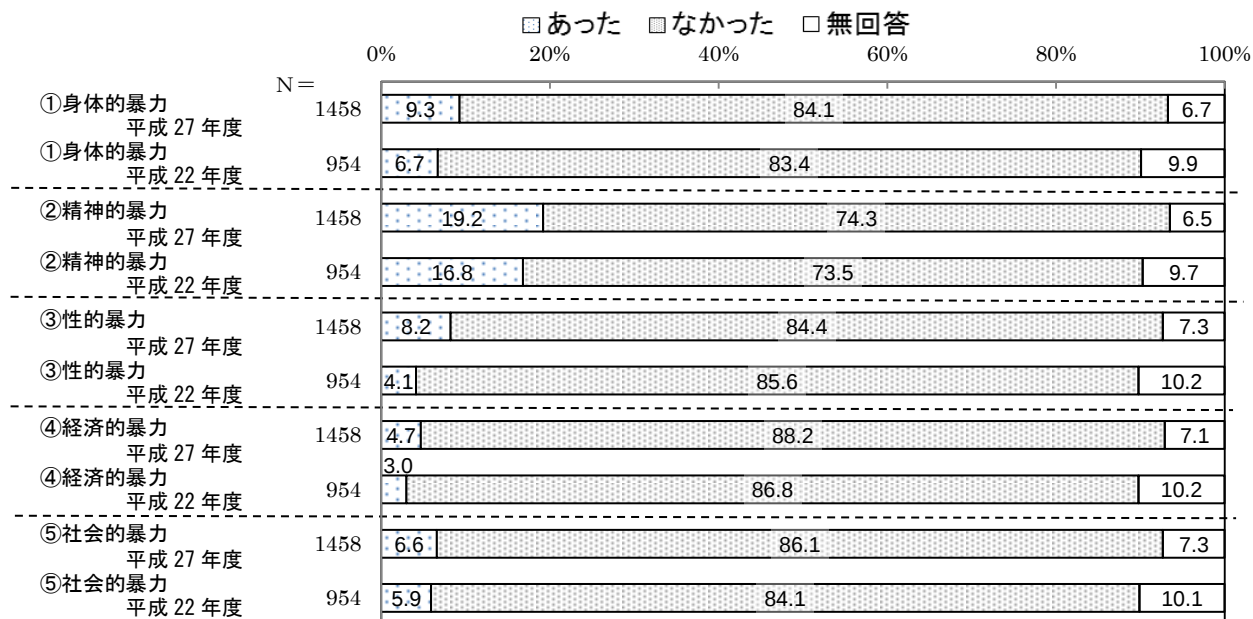
暴力の被害別でみると、“あった”（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）の割合は以下の通りとなっています＝図表17参照。

- ①なぐる、けるなどの「身体的暴力」では“あった”の割合が9.3%、約10人に1人となっています。女性では約8人に1人、男性では約20人に1人となっています。
- ②ののしる、おどすなどの言葉の暴力や、無視するなどの「精神的暴力」では“あった”の割合が19.2%、約5人に1人となっています。また、全国調査より8.6ポイント高くなっています。
- ③性行為の強要、避妊に協力しないなどの「性的暴力」では、“あった”割合が8.2%、約12人に1人となっています。
- ④生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じるなどの「経済的暴力」では、4.7%、約21人に1人となっています。
- ⑤実家や友人とのつきあいや本人の行動を監視、制限する「社会的暴力」では、“あった”の割合が6.6%、約15人に1人となっています。

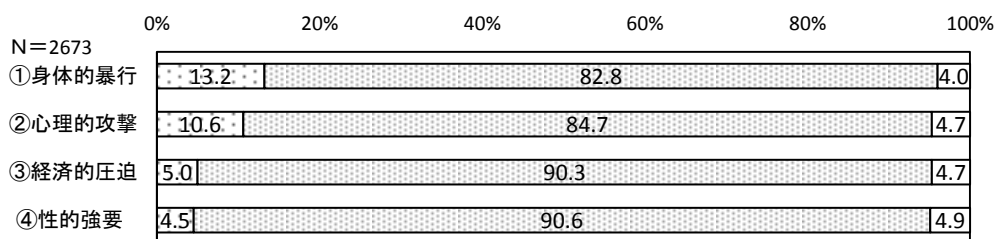
図表 17 (配偶者や交際相手からのDV被害の割合＝経年比較＝)

※平成 27 年度は「何度もあった」と「1、2 度あった」をあわせて「あった」、

平成 22 年度は「よくある」、「時々ある」、「稀にある」をあわせて「あった」と表記しています。



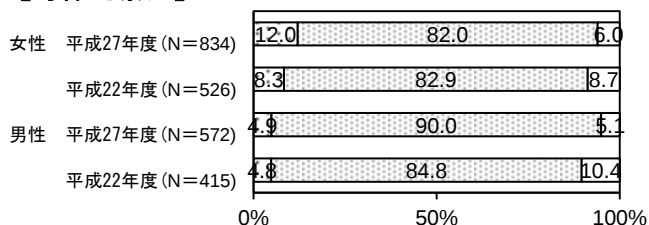
【全国調査（参考）男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）より「配偶者からの被害経験」】



<性別・経年比較－伊丹市 27 年度調査>

□ あった □ なかった □ 無回答

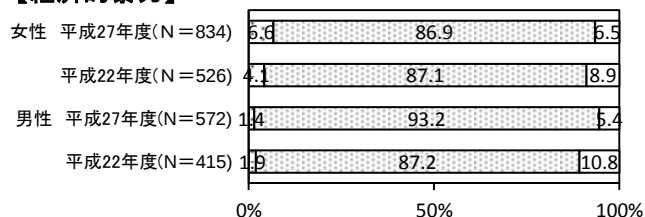
【身体的暴力】



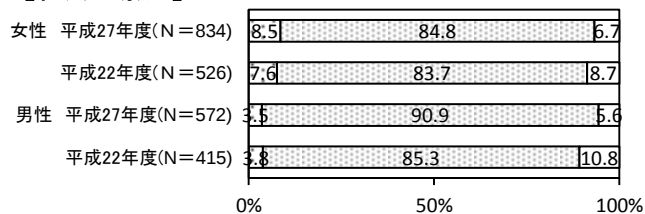
【精神的暴力】



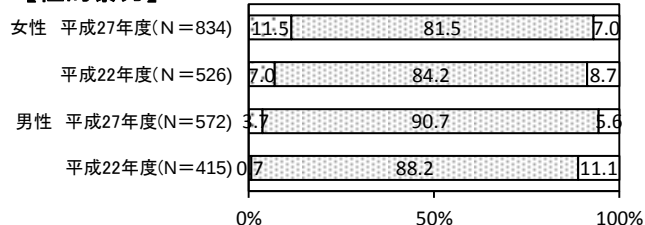
【経済的暴力】



【社会的暴力】



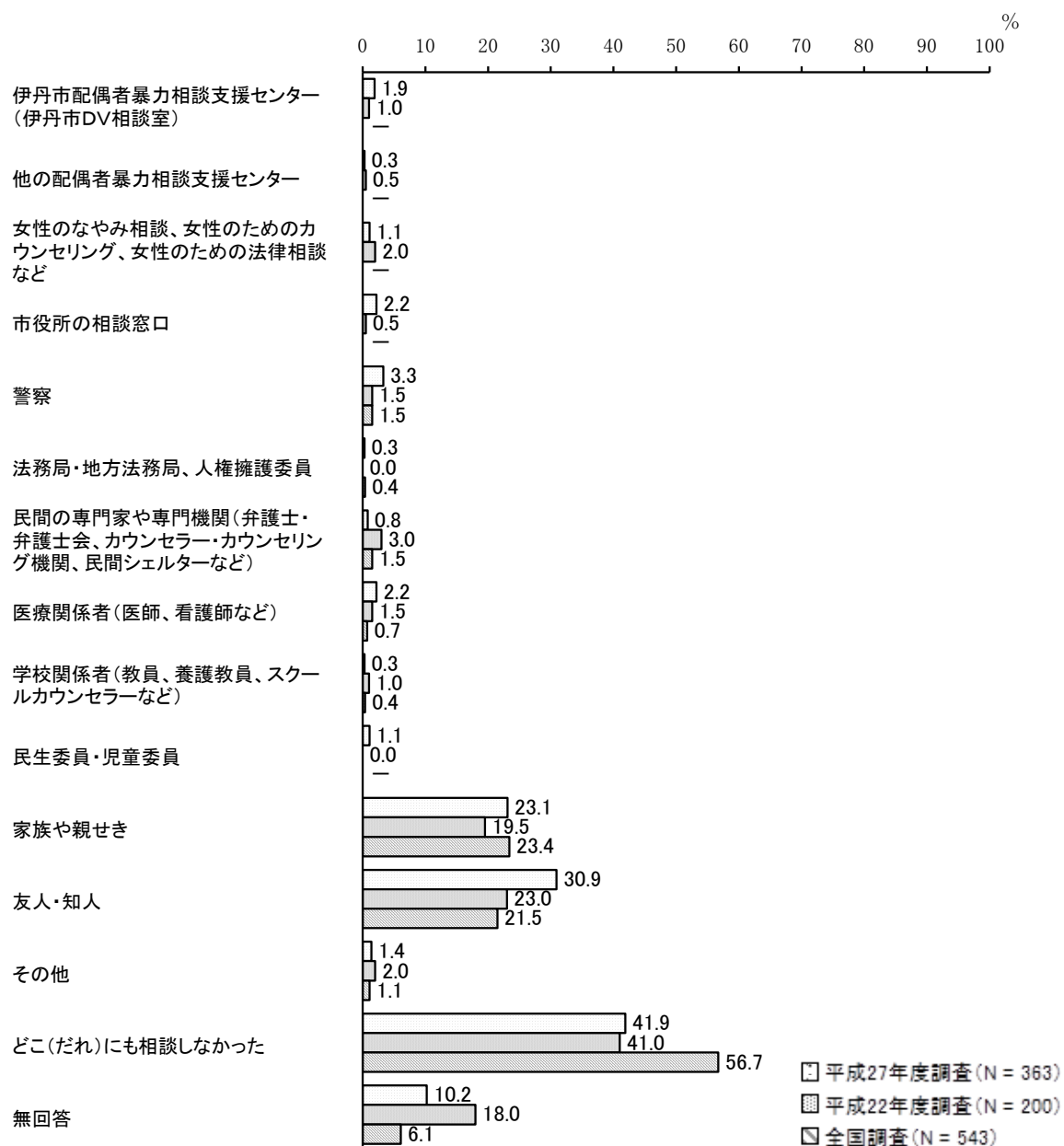
【性的暴力】



暴力を受けた際の相談先について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が 41.9% [平成 22 年度調査 41.0%] と最も多くなっており、全国調査と比べると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が 14.8 ポイント低くなっています＝図表 18 参照。

次いで「友人・知人」の割合が 30.9% [同 23.0%]、「家族や親せき」の割合が 23.1% [同 19.5%] と専門機関などへ相談した人の割合はごくわずかにとどまっています。

図表 18（暴力を受けた行為についての相談（複数回答））



※全国調査では、「伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市DV相談室）」、「他の配偶者暴力相談支援センター」、「女性のなやみ相談、女性のためのカウンセリング、女性のための法律相談など」、「市役所の相談窓口」、「民生委員・児童委員」の項目はありませんでした。

暴力被害に対する施策として、回答数が多い順では

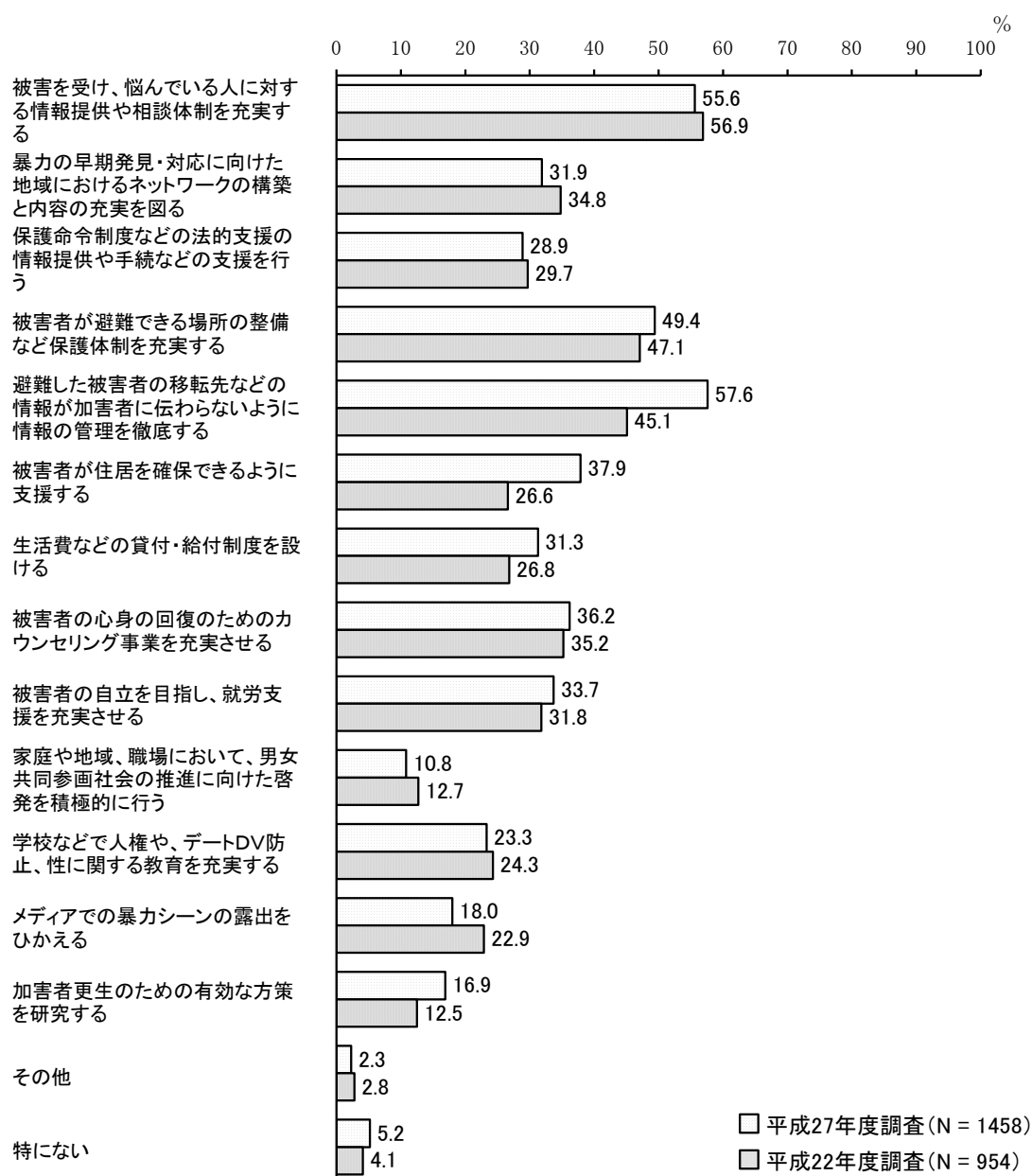
①「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」57.6%
[平成22年度調査 45.1%]

②「被害を受け、悩んでいる人に対する情報提供や相談体制を充実する」55.6% [同 56.9%]

③「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」49.4% [同 47.1%]

を求める声が高くなっています＝図表19参照。

図表19（配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために特に必要だと思うこと
（複数回答））



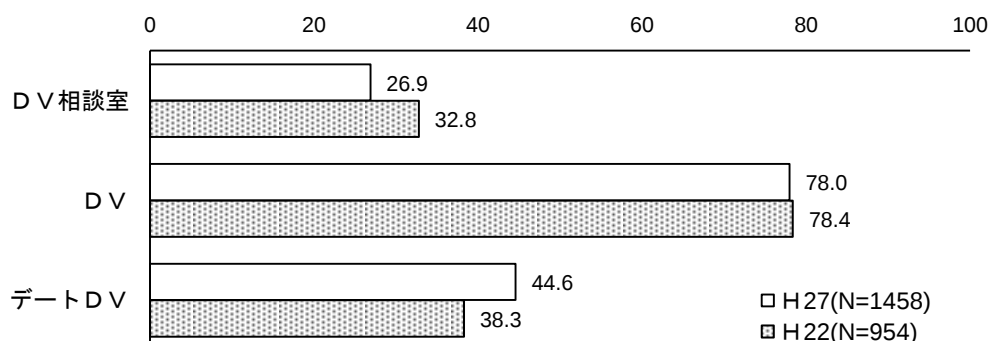
(5) -3 DVなどに関する認知度について

「DV*」の“認知度”（「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」「聞いたことはある」の合計）は 78.0%となっていますが、平成22年度に開設された「伊丹市DV相談室」の“認知度”については 26.9%にとどまっています。

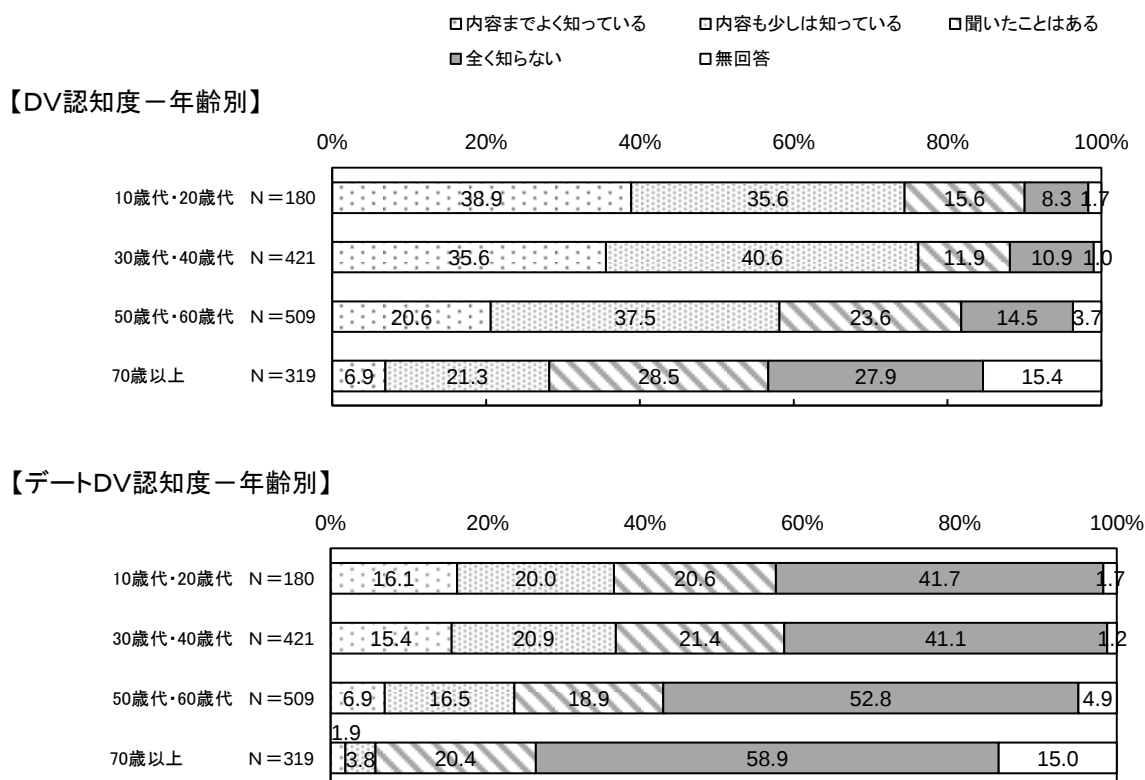
また、「デートDV*」の“認知度”は 44.6%で、平成22年度調査と比べると、6.3ポイント高くなっています＝図表20参照。

DV・デートDVについて、年齢別でみると、70歳以上で「内容までよく知っている」、「内容も少しは知っている」の割合が低くなっています＝図表21参照。

図表20（DVと伊丹市DV相談室、デートDVについての認知度（単数回答））



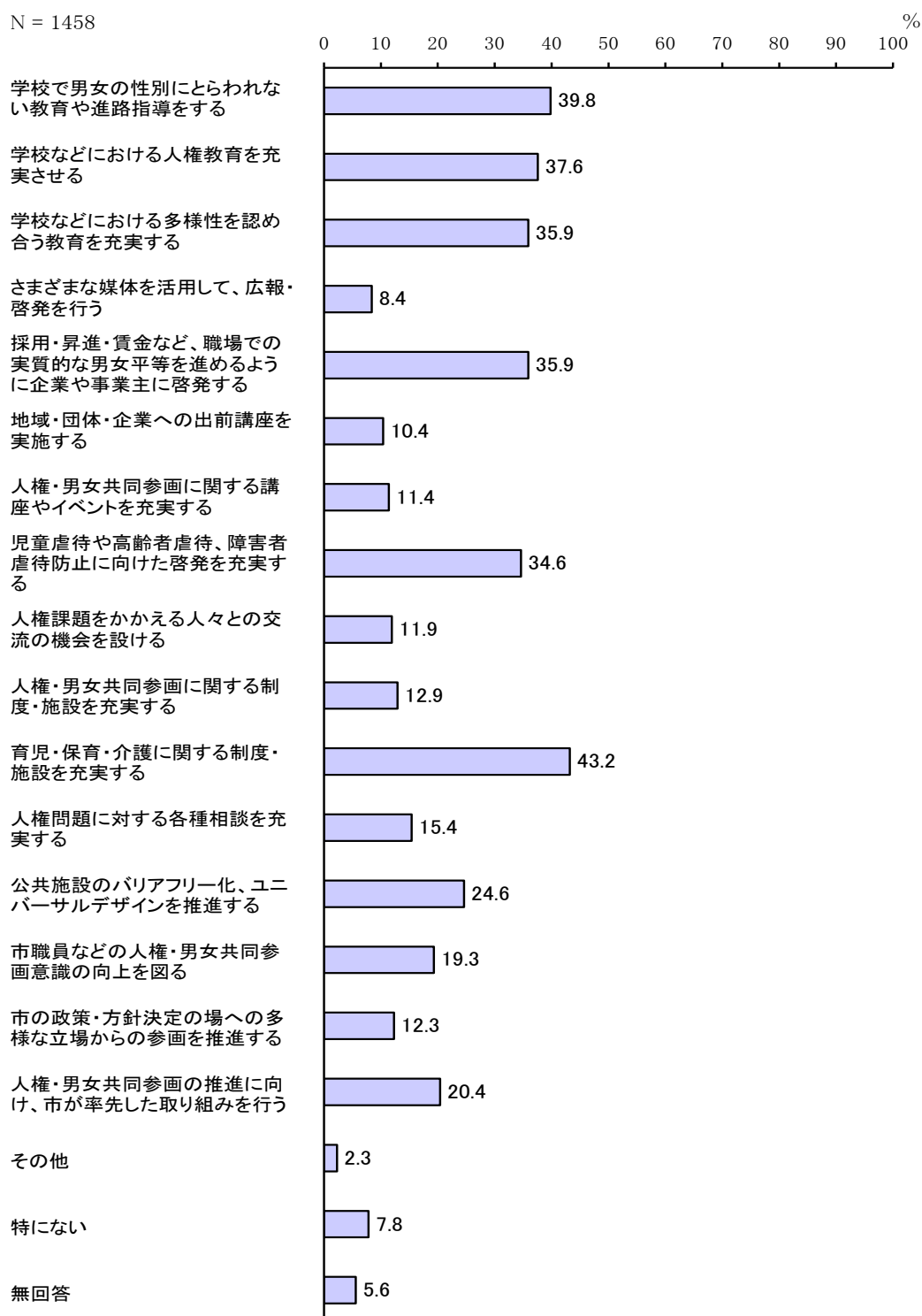
図表21（DVとデートDVの年齢別の認知度）



（６）人権・男女共同参画の実現に向けて今後、特に力を入れるべきもの

「育児・保育・介護に関する制度・施設を充実する」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「学校で男女の性別にとらわれない教育や進路指導をする」の割合が 39.8%、「学校などにおける人権教育を充実させる」の割合が 37.6%となっています＝図表 2 2 参照。

図表 2 2 （人権・男女共同参画の実現に向けて今後、特に力を入れるべきもの（複数回答））

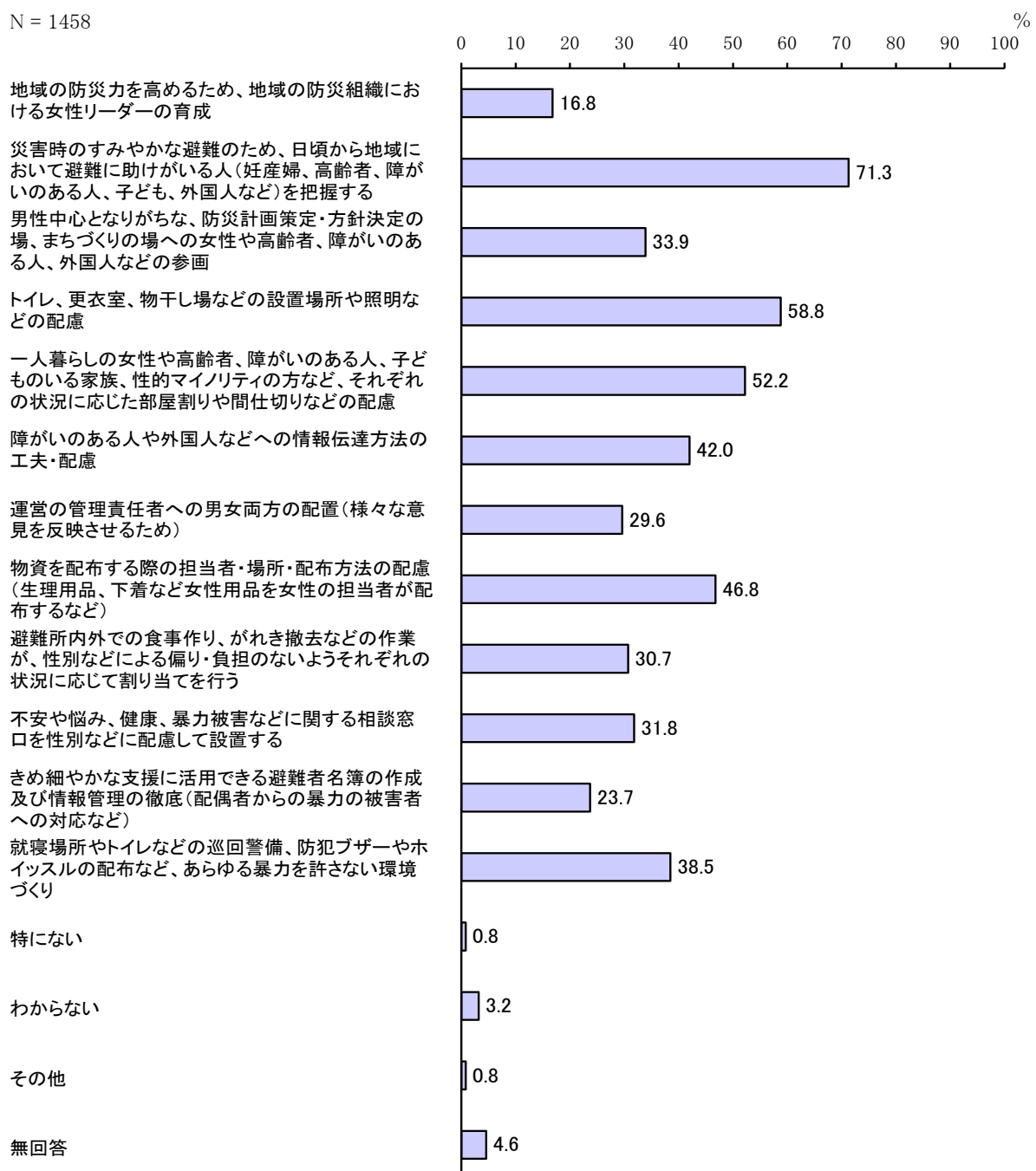


（７）防災・災害復興対策において、取り組む必要があるものについて

「災害時のすみやかな避難のため、日頃から地域において避難に助けがいている人（妊産婦、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など）を把握する」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「トイレ、更衣室、物干し場などの設置場所や照明などの配慮」の割合が 58.8%、「一人暮らしの女性や高齢者、障がいのある人、子どものいる家族、性的マイノリティの方など、それぞれの状況に応じた部屋割りや間仕切りなどの配慮」の割合が 52.2%となっています＝図表 2 3 参照。

図表 2 3 （防災・災害復興対策において、人権・男女共同参画に配慮して取り組む必要があると思うもの（複数回答））

N = 1458



（８）その他の調査より、女性と労働について

その他、国勢調査結果や本市において行った別の意識調査より、以下のような現状が明らかになりました。

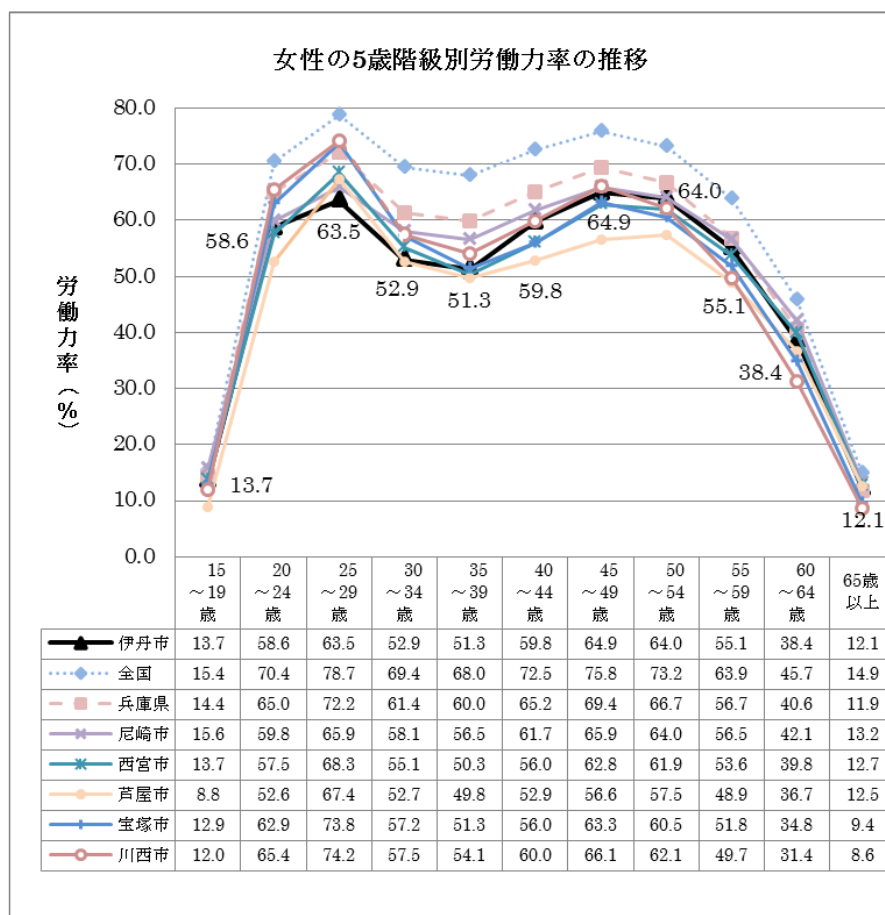
（引用資料）・平成 22 年度国勢調査産業等基本集計各年

・伊丹創生人口ビジョン

・伊丹市 20～30 歳代女性の意識調査結果（平成 27 年度）

（８）-1 女性の労働力率の推移について

女性の労働人口に占める就業者の割合を示す年齢別の女性就業率をみると、典型的なM字カーブ*を描いています。女性の就業率の推移は 35 歳以上で上昇傾向を示しており、特に 35～39 歳において高い伸びを示しています。しかし、20～64 歳の女性就業率は、一様に全国や兵庫県に比べて低くなっており、25～29 歳の就業率は近隣市と比べても低くなっています。



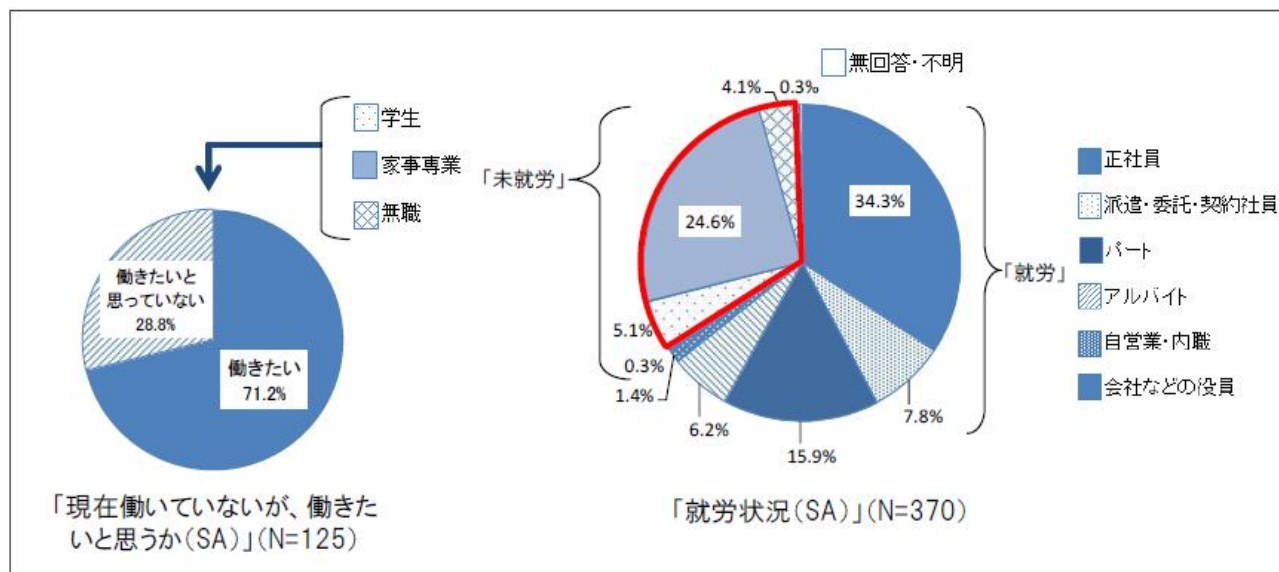
資料：平成 22 年度国勢調査産業等基本集計各年より作成（総務省統計局）

(8)-2 女性の就労状況について

(8)-3 働きたいと考えている女性の割合について

『伊丹市 20～30 歳代女性意識調査』によると、回答者の約 3 分の 2 が何らかの形態で就労しており、就労している人は全体で 65.9%（右円グラフの「就労」の合計）です。割合では「正社員」が 34.3%と最も多く、次いで「パート」が 15.9%となっています。

また、回答者の約 3 分の 1 が未就労で、その内訳は家事専業(24.6%)や学生(5.1%)、無職(4.1%)となっています。これら未就労の方のうち 71.2%は現在働いていないが「働きたい」と回答しており、多くは就業意欲を持っていることが分かります。



資料:伊丹市 20～30 歳代女性意識調査(平成 27 年)

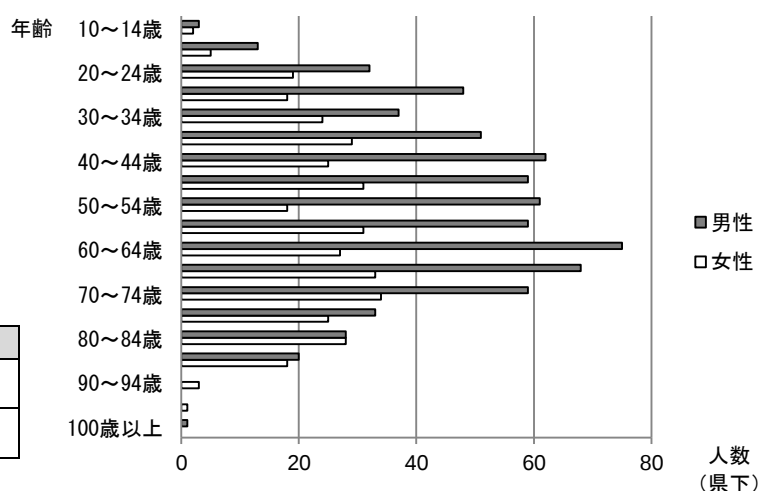
資料:伊丹創生人口ビジョンより

(9) その他の調査より、自殺について

兵庫県の調査より、県下における自殺者数については、多くの年代で女性に比べ男性が多いことが分かります。

自殺(人)			総死亡数における割合(%)		
伊丹市	兵庫県	全国	伊丹市	兵庫県	全国
33	1,080	24,417	2.0	1.9	1.9

(兵庫県) 死因別死亡数—自殺者(性別・年齢別)



資料:平成 26 年(2014)人口動態統計(確定数)の概況、平成 26 年度 兵庫県保健統計年報より

(3) 伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞の進捗

伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞では、6つの基本目標に基づき取り組みを進めてきました。主な取り組み状況と数値目標の達成状況については、次のとおりです。

(1) 主な取り組み状況

○平成24年度～28年度において特に取り組んだもの ▲大きく課題の残ったもの

	18の基本課題	主な取り組み状況
男女共同参画への意識づくり 基本目標Ⅰ	1 固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進 2 男女平等を推進する学校教育などの充実 3 男女共同参画を推進する生涯学習の充実	○男女共同参画関連図書等の充実 ○女性・児童センター所蔵図書等の目録作成、配布 ○DV防止の啓発活動の充実（パープルリボンツリーキャンペーン、警察等関係機関との連携） ○男女共同参画推進委員会により作成した啓発紙を自治会回覧（H24～26） ▲ジェンダーに関するメディア・リテラシー向上のための学習・研修機会の充実 ○「進路学習ノート」から「キャリア学習ノート」に改訂（H27以降） ○性的マイノリティについての教職員向け資料の作成、教職員対象でLGBTについての研修を実施（H27以降） ○女性・児童センター登録グループ、人権啓発推進委員等への男女共同参画に関する出前講座の実施 ▲キャリア形成に関する講座の充実
男女が対等に働ける環境づくり 基本目標Ⅱ	4 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み 5 男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備 6 男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	○各種制度等について中小企業共済ニュースへの記事掲載、チラシ配布等 ○雇用の場におけるハラスメントについてのパネル展等での啓発、事業者への資料配布 ▲雇用の場での男女共同参画に関する法制度等について、市民意識調査における認知度の低下、さらなる周知・啓発活動の実施 ○女性のためのチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施 ○女性の起業活動推進のための研修会等の実施 ○若者自立支援に関する研修会、若年者向け就労支援セミナー等の実施 ○病児保育開始（H27） ○民間認可保育所の開設等による保育所入所定員の増加 ○児童くらすぶの対象学年の順次拡大開始、学校休業日の開所時間の繰り上げに着手 ○男女共同参画推進事業所表彰の実施と広報、ホームページ、パネル展等での紹介 ▲事業主へのワーク・ライフ・バランス等に関する周知・啓発
男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービス 基本目標Ⅲ	7 生涯を通じた男女の心と体の健康づくり 8 高齢者・障がい者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備 9 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	○伊丹病院の年代や性差に応じた出前講座、高校等へのリプロダクティブ・ヘルス／ライツをふまえた出前講座の実施 ○乳がん・子宮頸がん検診推進事業の対象者への無料クーポン券の送付 ○多忙な人でも1回で受診可能ながんセット検診の開始 ○母子健康手帳交付時のマタニティマークキーホルダーの配布 ○健診時の地域子育て拠点の案内実施 ○伊丹病院分娩再開（H27から） ○専門職、民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する研修、資料配布を実施 ▲予防を含めた産後うつへの対応 ○地域包括支援センターの増設と基幹型地域包括支援センターの設置、高齢者実態調査等の実施 ○認知症サポーター養成講座の実施 ○介護マーク名札配布事業の開始等 ○伊丹市立こども発達支援センターの開設 ○母子・父子相談事業、ひとり親家庭への就労支援事業、市営住宅空家募集時の優先枠の設定等

の充実		▲ひとり親家庭への支援に関して、平日就業している保護者にも届きやすい情報提供の工夫 ○WEBサイト「いたみすくすく」の開始 ○父親の育児参加事業の実施（公募型協働事業） ○子どもの居場所づくりに関する事業の実施 ○阪神北広域こども急病センター事業の充実 ▲就業している保護者が参加しやすい日時に配慮した事業の実施
あらゆる暴力に対する根絶の取り組み	基本目標Ⅱ	10 配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進 11 セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進 12 子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進
男女が共に輝くまちづくり	基本目標Ⅲ	13 市民の連携による男女共同参画の推進 14 ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備 15 地域の国際化と国際社会への貢献
計画の総合的な推進	基本目標Ⅳ	16 市民との協働による推進体制の確立 17 市の率先した取り組みの推進 18 男女共同参画に向けた拠点の充実

(2) 数値目標の達成状況（平成 23～27 年度）について

＜成果目標＞ ※の数値は、前年度報告書公表後に訂正が判明したもの

（成果指標）◎達成 ○ほぼ達成 △未達成だが当初より増 ×当初より減

	項目	担当課	計画当初	H23 年分報告	H24 年分報告	H25 年分報告	H26 年分報告	H27 年分報告	成果目標 (H28 年度)	達成
基本目標Ⅰ	市民意識調査における「伊丹市男女共同参画計画」の認知度	同和・人権推進課	40.3% (H22 年度)	-	-	-	-	44.6% (H27 年度)	60%	△
	女性・児童センターの年間利用者数	同和・人権推進課	129,246 人 (H22 年度)	135,542 人 (H23 年度)	133,448 人 (H24 年度)	138,552 人 (H25 年度)	137,613 人 (H26 年度)	134,186 人 (H27 年度)	130,000 人	◎
	女性・児童センター (働く女性の家・女性交流サロン) 講座等参加者数	同和・人権推進課	3,406 人 (H22 年度)	3,919 人 (H23 年度)	3,578 人 (H24 年度)	3,597 人※ (H25 年度)	3,779 人 (H26 年度)	3,997 人 (H27 年度)	4,000 人	○
	男女共同参画関係まちづくり 出前講座実施回数	同和・人権推進課	4 回 (H22 年度)	4 回 (H23 年度)	4 回 (H24 年度)	8 回 (H25 年度)	3 回 (H26 年度)	4 回 (H27 年度)	10 回	△
	保健教育の授業参観を行った 学校数	保健体育課	15 校 (H22 年度)	16 校 (H23 年度)	16 校 (H24 年度)	16 校 (H25 年度)	16 校 (H26 年度)	16 校 (H27 年度)	20 校	△
基本目標Ⅱ	「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	同和・人権推進課	1,235 人 (H22 年度)	1,017 人 (H23 年度)	898 人 (H24 年度)	969 人 (H25 年度)	831 人 (H26 年度)	1,133 人 (H27 年度)	1,300 人	×
	女性・児童センター登録グループ数	同和・人権推進課	72 グループ (H22 年度)	64 グループ (H23 年度)	98 グループ (登録 69+一般 29) (H24 年度)	114 グループ (登録 82+一般 32) (H25 年度)	93 グループ (登録 83+一般 10) (H26 年度)	83 グループ (登録 71+一般 12) (H27 年度)	90 グループ	○
	市民意識調査における「ワーク・ライフ・バランス」という語の認知度	同和・人権推進課	38.3% (H22 年度)	-	-	-	-	35.4% (H27 年度)	50%	×
	保育所入所定員	保育課	2,230 人	2,230 人	2,250 人	2,320 人	2,425 人	2,577 人	2,385 人	◎
	ファミリーサポート男性会員数 (協力会員・両方会員)	子育て支援課	39 人 (H22 年度)	38 人 (H23 年度)	36 人 (H24 年度)	35 人 (H25 年度)	35 人 (H26 年度)	33 人 (H27 年度)	64 人	×
	児童くらぶ待機児童数	こども家庭課	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	◎
	若者就労支援事業参加者数 (一般)	商工労働課	133 人 (H22 年度)	191 人 (H23 年度)	99 人 (H24 年度)	76 人 (H25 年度)	208 人 (H26 年度)	113 人 (H27 年度)	200 人	×
基本目標Ⅲ	子宮頸がん検診・乳がん検診 の受診率	健康政策課	子宮頸がん 23.4% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 18.7% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 23.8% 乳がん 16.3%	子宮頸がん 23.8% 乳がん 16.3%	子宮頸がん 25.0% 乳がん 17.2%	子宮頸がん 24.2% 乳がん 18.3%	各検診とも 50%	△
	妊娠28週以降での妊娠届け者数	健康政策課	6 件	14 件 (H23 年度)	10 件 (H24 年度)	9 件 (H25 年度)	11 件 (内、海外出産 転入 3 件) (H26 年度)	5 件 (H27 年度)	5 件	◎
	食生活バランスアップ教室事業 参加者数	健康政策課	708 人	166 人 (H23 年度)	365 人 (H24 年度)	407 人 (H25 年度)	197 人 (H26 年度)	432 人 (H27 年度)	1,500 人	×
	保育所の園庭開放参加者数及び 育児相談者数	保育課	5,300 人	4,545 人 (H23 年度)	5,131 人	5,396 人	9,469 人	4,924 人	5,300 人	○
	地域子育て支援拠点事業等男性 参加者数	子育て支援課	1,024 人 (H22 年度)	1,174 人 (H23 年度)	1,029 人	990 人	863 人	1,143 人	1,548 人	△
	母子・父子家庭相談件数	こども家庭課	658 件	685 件 (H23 年度)	578 件	650 件	451 件	471 件	700 件	×
	小学校低学年対象に「給食に関する 指導」及び「食に関する指導」 を実施したクラス数 (小学 1、2 年生対象)	保健体育課	244 クラス (H22 年度)	120 クラス (H23 年度)	236 クラス (H24 年度)	239 クラス (H25 年度)	240 クラス (H26 年度)	243 クラス (H27 年度)	240 クラス	◎
	阪神北広域こども急病センター 受診者数（※成果目標は平成 25 年度～平成 29 年度事業 計画による）	地域医療推進課	27,535 人	31,805 人 (H23 年度)	27,409 人	27,837 人	27,797 人	26,954 人	* 28,000 人	○
	「伊丹市配偶者等からの暴力 対策基本計画」実施済施策割合	同和・人権推進課	43% (H22 年度)	63.9% (H23 年度)	76.4% (H24 年度)	80.6% (H25 年度)	80.6% (H26 年度)	78.9% (H27 年度)	100%	△
	市民意識調査における「伊丹市 DV 相談室」の認知度	同和・人権推進課	32.8% (H22 年度)	-	-	-	-	26.9% (H27 年度)	60%	×
基本目標Ⅳ	CAP 講習会受講者数 (小学 3 年生対象)	保健体育課	1,925 人 (H23 年度)	1,925 人 (H23 年度)	1,885 人 (H24 年度)	1,809 人 (H25 年度)	1,779 人 (H26 年度)	1,852 人 (H27 年度)	1,900 人	○
	自治会長に占める女性の割合	まちづくり推進課	14.9% (H22 年度)	15.5%	15.1%	18%	19.5%	19.8%	20%	○
	日本語サロン参加者数	国際・平和課	394 人	478 人 (H23 年度)	552 人 (H24 年度)	632 人 (H25 年度)	471 人 (H26 年度)	584 人 (H27 年度)	480 人	◎
	公園のバリアフリー化率	公園課	75% (H22 年度末)	74.8% (H23 年度)	76.4% (H24 年度)	78% (H25 年度)	78.8% (H26 年度)	79% (H27 年度)	89.2%	○
	女性の防災訓練参加割合	消防局	41.35%	43.5% (H23 年度)	46% (H24 年度)	47.2% (H25 年度)	49.9% (H26 年度)	48% (H27 年度)	50%	○
基本目標Ⅴ	審議会等に占める女性委員の 割合	人事研修課	32.4% (H22 年度)	31.9% (H24.4.1 現在) (H23 年度)	32.2% (H25.4.1 現在)	32.8% (H26.4.1 現在)	33.2% (H27.5.20 現在)	33.6% (H28.4.1 現在)	40%	△
	女性管理職の割合	人事研修課	16% (H22 年度)	20% (H24.4.1 現在) (H23 年度)	20.3% (H25.4.1 現在)	18.1% (H26.4.1 現在)	19.9% (H27.4.1 現在)	20.5% (H28.4.1 現在)	20%	◎
	副主幹昇任試験受験者に占める 女性の割合	人事研修課	34.8% (H22 年度)	42.1% (H23 年度)	46.7% (H24 年度)	41.2% (H25 年度)	50% (H26 年度)	63.6% (H27 年度)	35%	◎
	男性職員の育児休業取得率	人事研修課	14.2% (H22 年度)	11.1% (H23 年度)	3.7% (H24 年度)	8.9% (H25 年度)	8.3% (H26 年度)	3.8% (H27 年度)	5%以上を維持し、13%を 目標とする	×
	市民意識調査における「女性 差別撤廃条約」の認知度	同和・人権推進課	38.4% (H22 年度)	-	-	-	-	34.4% (H27 年度)	50%	×
	市民意識調査における「オン ブード」の認知度	同和・人権推進課	14.6% (H22 年度)	-	-	-	-	21.9% (H27 年度)	60%	△
	男女共同参画推進委員会活動 回数	同和・人権推進課	-	(H24 発足)	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	◎
	女性のいない審議会等数	同和・人権推進課	6 (H22 年度)	5 (H24.4.1 現在)	3 (H25.4.1 現在)	4 (H26.4.1 現在)	3 (H27.4.1 現在)	8 (H28.4.1 現在)	0	×

3. 基本理念および重点項目

(1) 基本理念および取り組む内容

男女共同参画社会の形成が順調に推進されるために、次のような社会を目指します。

基本理念＜目指すべき社会＞

- ◎性別に関わりなく、それぞれがまちづくりの主役として個性と能力を発揮し、共に輝きながら活躍できるまち
- ◎性別に関わりなく、すべての人の人権が尊重され、尊厳をもって暮らしつづけることのできるまち
- ◎仕事と家庭生活、社会生活の調和が図られ、性別に関わりなく、だれもが豊かな生活を送ることができるまち
- ◎次世代に男女共同参画社会を引き継げるまち

基本理念に基づき、具体的には次のような施策を実施します。

＜取り組む内容＞

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

- 基本目標1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する
- 基本目標2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

- 基本目標3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める
- 基本目標4 性差に配慮した健康施策を推進する
- 基本目標5 困難を有する女性などに対する施策を推進する

III 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

- 基本目標6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する
- 基本目標7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

IV 計画の着実な推進

- 基本目標8 連携と協働により計画を推進する

(2) 計画の体系

男女共同参画の推進に取り組むに当たり、先の基本理念・基本目標実現のため、施策の方向を設定し、具体的施策を推進します＝32 ページ「体系表」参照。

体系表

★は重点項目

基本目標		施策の方向	
Ⅰ 性別に関わりなくともに活躍できるまち	1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	1 働く場における男女平等を推進する	★ ①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する
			②事業主に対し女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する
			★ ③就業している・就業を希望する女性を支援する
			④性別に関係なく、生活の場における自立を支援する
			⑤家庭での性差に偏らない子育てを支援する
			⑥家庭での性差に偏らない介護を支援する
		★ ⑦地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する	
			⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する
			⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する
	2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する		①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする
		★ ②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する	
Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつつけられるまち	3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める	①市民へ男女平等に関する啓発を行う
		2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる	★ ②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する
			★ ③子どもを取り巻く大人への啓発を行う
	4 性差に配慮した健康施策を推進する	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する	①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う
			②生涯を通じた健康支援を行う
		2 性差にまつわる健康施策を推進する	③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する
			④自殺予防のための支援を行う
	5 困難を有する女性などに対する施策を推進する	1 ひとり親家庭に対する施策を推進する	①ひとり親家庭への支援を行う
		2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する	②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する
			★ ③困難を有する女性への相談を実施する
		3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する	④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する
			⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う
Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する	★ ①「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」を着実に実施する
			②「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデート DV 防止の教育・啓発を実施する
		2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する	③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する
			★ ④ハラスメント防止の啓発を行う
		3 性暴力を防止する	⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する
			★ ⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する
	7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす
			②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む
		2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う
			⑥災害に携わる女性の割合を増やす
		3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	★ ⑦災害時に必要な備えについて啓発する
			⑧職員に対し災害の取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発する
Ⅳ 計画の着実な推進	8 連携と協働により計画を推進する	1 庁外と連携や協働により計画を推進する	★ ①市民や様々な団体などと連携・協働する
			★ ②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する
			★ ③庁内の連携体制を強化する
			④計画の進捗状況を調査する
			⑤県や近隣自治体と連携する
		2 庁内推進体制を充実する	
		3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る

